SSBJ基準解説セミナー
「SSBJ基準に基づく開示に向けて」

2025年6月

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局

本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、サステナビリティ基準委員会の公式見解ではありません。
本資料の無断転載は禁止されています。

目 次

1. SSBJ基準及び「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」の公表

2. SSBJ基準の概要

3. SSBJ基準とISSB基準の違い

4. SSBJ基準の適用を支援する取組みと今後の対応

- 本資料は、SSBJ基準の概略をご理解いただくために、説明を簡略化しています。SSBJ基準の全文は、SSBJのウェブサイト（https://www.ssb-j.jp/jp）より入手可能ですので、そちらをご参照ください。
- 本資料は、2025年5月末時点の状況に基づいて作成しています。

1. SSBJ基準及び「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」の公表

サステナビリティ開示のエコシステム

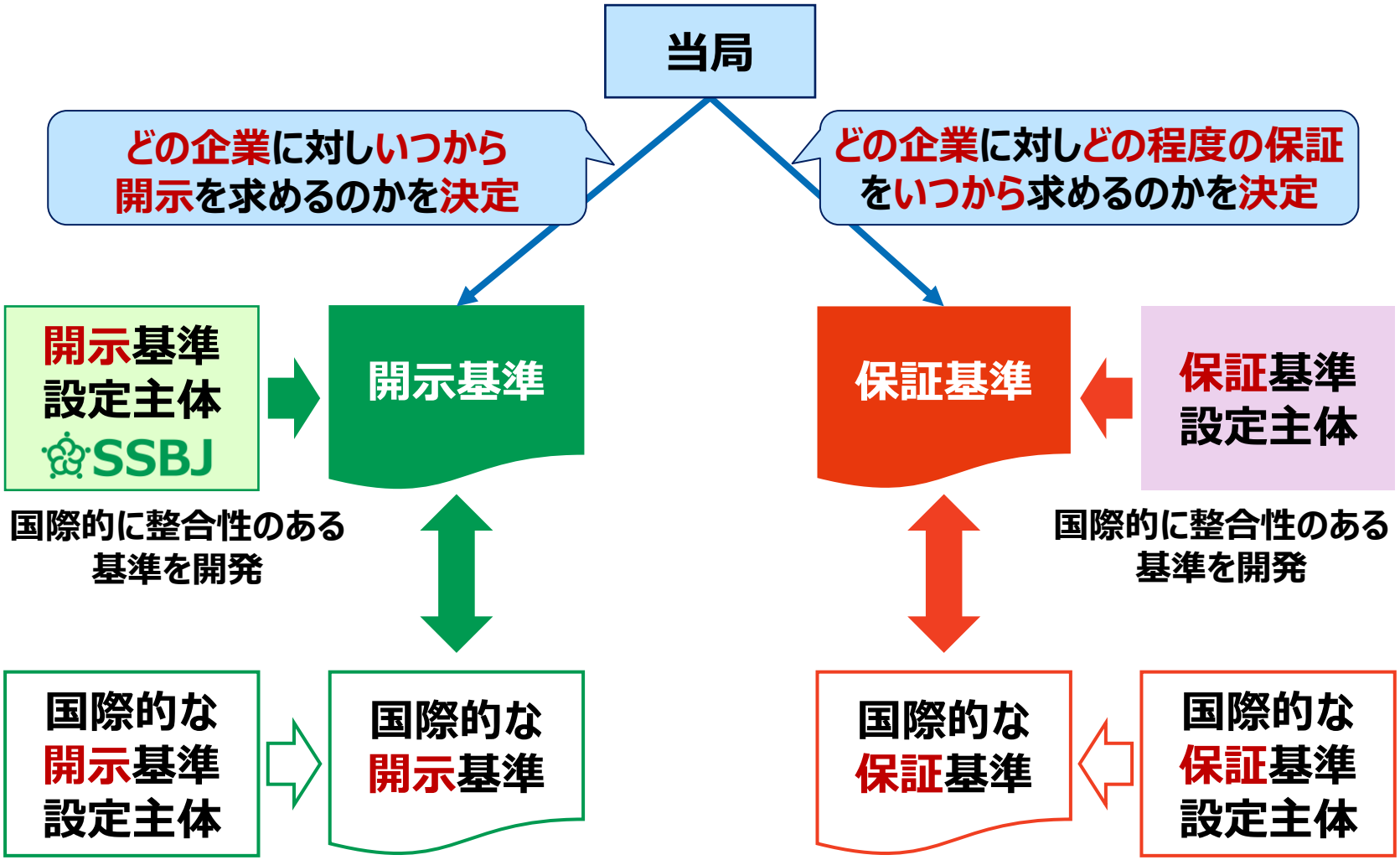

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

SSBJ基準の公表と金融商品取引法上の位置付け

- 2025年3月5日、SSBJは、我が国最初のサステナビリティ開示基準（以下「**SSBJ基準**」という）を公表した
  - サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
  - サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
  - サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

- 今後、金融商品取引法においてSSBJ基準に従った開示が求められることとなった場合の有価証券報告書におけるSSBJ基準の**適用対象企業及び適用時期等**については、金融審議会の「**サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ**」において現在検討されているが、現時点では確定していない

- 一方、**現行制度上**も、2025年3月期の有価証券報告書より、**任意で**SSBJ基準に従った開示を「サステナビリティに関する考え方及び取組」に**記載することができる**と考えられる

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」の公表

- 有価証券報告書において、任意でSSBJ基準に基づく開示を行う場合を想定し、FASF及びSSBJは、「有価証券報告書の作成要領」の**分冊**として、「**有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）**」（以下「**作成要領**」という）を公表した

有価証券報告書の作成要領

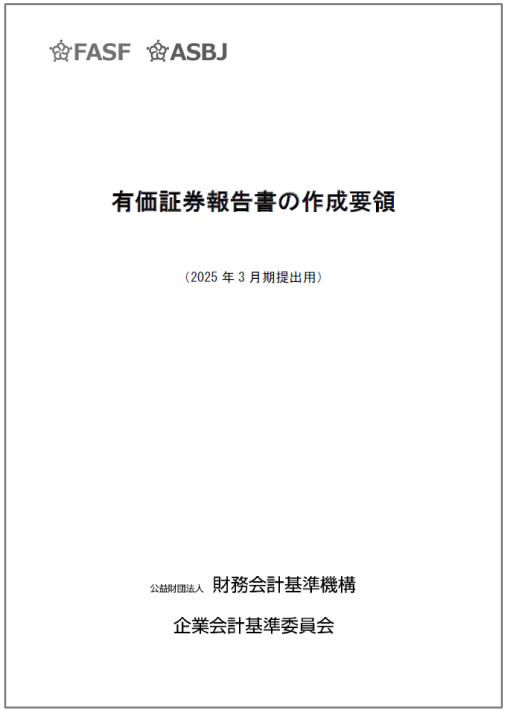
FASF ASBJ

有価証券報告書の作成要領

（2025 年 3 月期提出用）

公益財団法人 財務会計基準機構

企業会計基準委員会

分冊

有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）

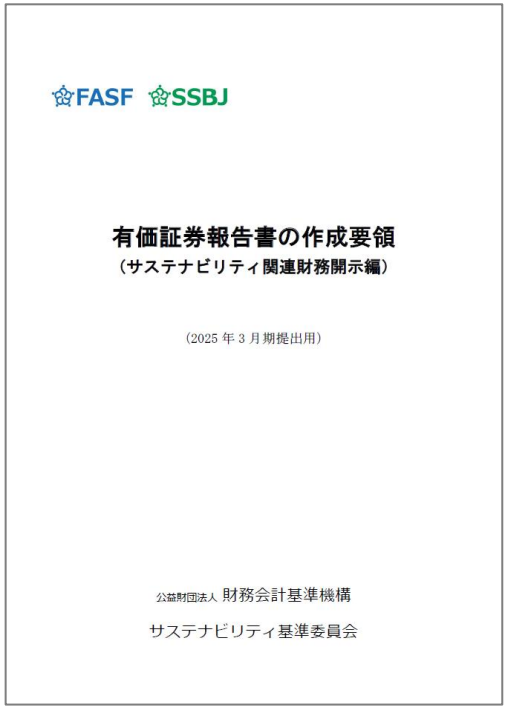
FASF SSBJ

有価証券報告書の作成要領
（サステナビリティ関連財務開示編）

（2025 年 3 月期提出用）

公益財団法人 財務会計基準機構

サステナビリティ基準委員会

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

作成要領の目的

- 作成要領は、有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」を作成するにあたり**参考としていただくため**、次の内容を記載している
  - 記載事例
  - 開示の根拠となる法令や基準の定め
  - 作成にあたってのポイント
- あくまでも記載事項の**趣旨や考え方を示すことが目的**であり、**従うべき様式を示したものではない**
- 実際の適用にあたっては、SSBJ基準等を踏まえ、**各企業の経営実態等に即し各社の状況を分かりやすく記載する必要がある**と考えられる

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

作成要領で示した記載事例の前提

- 作成要領は、2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」（開示府令）により新設された「サステナビリティに関する考え方及び取組」において、任意でSSBJ基準のすべての定めに従った開示を行うとの前提で作成している
- また、個々の記載事例において、どのような前提で記載事例を作成したのか記述しているものがある
- SSBJ基準に従った開示を行ったとしても、必ずしも開示府令の規定を満たしたことにはならない場合がある
  - 開示府令に規定される記載については、別途、開示府令の規定に基づき開示を行う必要があると考えられる

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

有価証券報告書における開示

有価証券報告書

第一部　企業情報
- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
  1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
  2. **サステナビリティに関する考え方及び取組**
  3. 事業等のリスク
  4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
  5. 重要な契約等
  6. 研究開発活動
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
- 第5　経理の状況
  1. **連結財務諸表等**
  2. 財務諸表等
- 第6　提出会社の株式事務の概要
- 第7　提出会社の参考情報

第二部　提出会社の保証会社等の情報

2. サステナビリティに関する考え方及び取組

(1) サステナビリティ関連財務開示
1. **サステナビリティ関連財務開示の作成方法について**
2. **ガバナンス**
3. **戦略**
4. **リスク管理**
5. **指標及び目標**
6. **後発事象**

(2) 人的資本に関する開示

SSBJ基準に基づく サステナビリティ 関連財務開示

補足・補完

関連する財務諸表

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

2. SSBJ基準の概要

SSBJ基準の構成

ISSB基準の構成との比較

※国際サステナビリティ基準審議会から公表された、IFRSサステナビリティ開示基準

ISSB基準※

IFRS S1号 全般的要求事項（基本となる事項を定めた部分）	IFRS S1号 全般的要求事項（コア・コンテンツ）	IFRS S2号 気候関連
目的	目的	目的
範囲	範囲	範囲
概念的基礎		
適正な表示		
重要性（materiality）		
報告企業		
つながりのある情報		
	コア・コンテンツ	コア・コンテンツ
	ガバナンス	ガバナンス
	戦略	戦略
	リスク管理	リスク管理
	指標及び目標	指標及び目標
全般的要求事項		
ガイダンスの情報源		
情報の記載場所		
報告のタイミング		
比較情報		
準拠表明		
判断、不確実性及び誤謬		
判断		
測定の不確実性		
誤謬		

適用基準 | **一般基準** | **気候基準**

SSBJ基準

本日の説明の構成

SSBJ

サステナビリティ関連財務開示	適用基準	一般基準	気候基準
1. サステナビリティ関連財務開示の作成方法について	1 基本となる事項 ・報告企業 ・関連する財務諸表 ・数値の表示単位 ・法令との関係 ・商業上の機密情報 ・適正な表示 ・集約及び分解 ・つながりのある情報 ・合理的で裏付け可能な情報 ・情報の記載場所 ・報告期間及び同時の報告 ・公表承認日等 ・比較情報 ・準拠表明 ・判断 ・測定の不確実性 ・誤謬 ・リスク及び機会に関する情報の開示		
	2 適用時期及び経過措置		
		コア・コンテンツ	コア・コンテンツ
2. ガバナンス	3	ガバナンス	ガバナンス
3. 戦略	4	戦略	戦略
4. リスク管理	5	リスク管理	リスク管理
5. 指標及び目標（気候関連）（〇〇関連）	6	指標及び目標	指標及び目標
6. 後発事象	7 基本となる事項 ・後発事象		

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

1 基本となる事項

報告企業

- 「報告企業」とは、財務諸表の作成を要求される又はこれを選択する企業をいう（適用基準第4項(1)）
- サステナビリティ関連財務開示は、**関連する財務諸表と同じ報告企業**に関するものでなければならない (適用基準第5項)

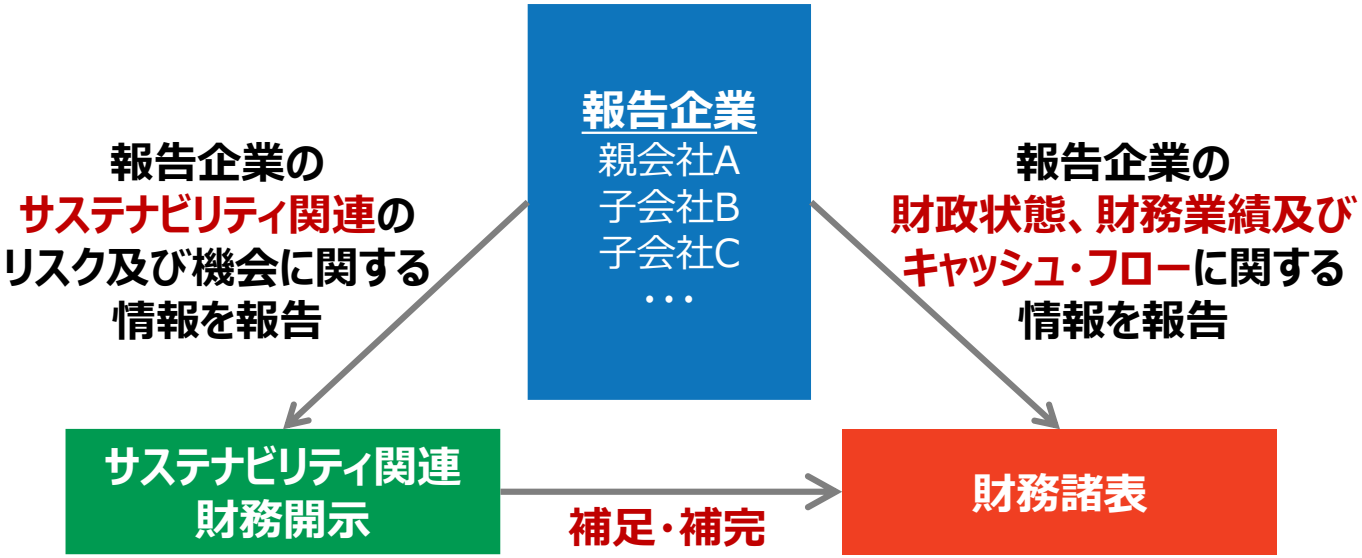

サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と
同じ報告企業に関するものでなければならない

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

報告企業と情報収集の範囲

- 報告企業が**連結財務諸表を作成している場合**、サステナビリティ関連財務開示は、企業集団（**親会社及びその子会社**）のサステナビリティ関連のリスク及び機会が理解できるものでなければならない (適用基準第6項及びBC32項)

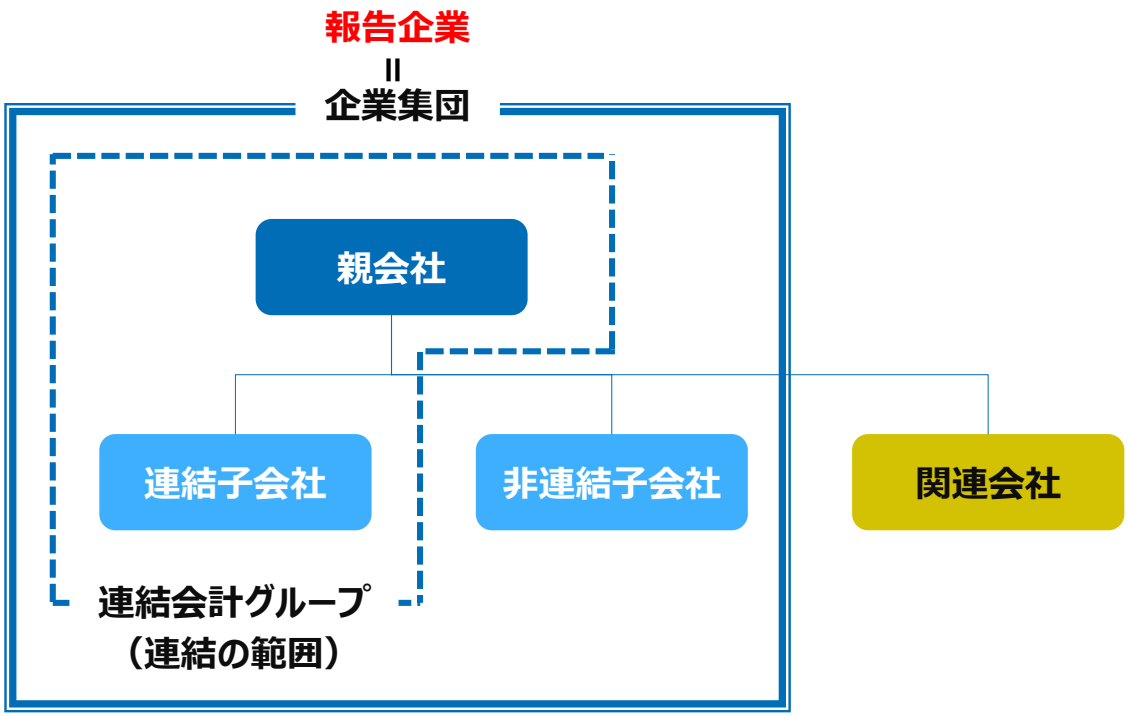

- 報告企業として**サステナビリティ関連財務情報**を**収集する範囲**は、**重要性を踏まえ検討する**こととなる

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

関連する財務諸表

- サステナビリティ関連財務開示は、**関連する財務諸表**を**特定**できるようにしなければならない (適用基準第7項)
- SSBJ基準は、**関連する財務諸表**がどの会計基準に準拠して作成されているかに**かかわらず**、適用しなければならない (適用基準第3項)

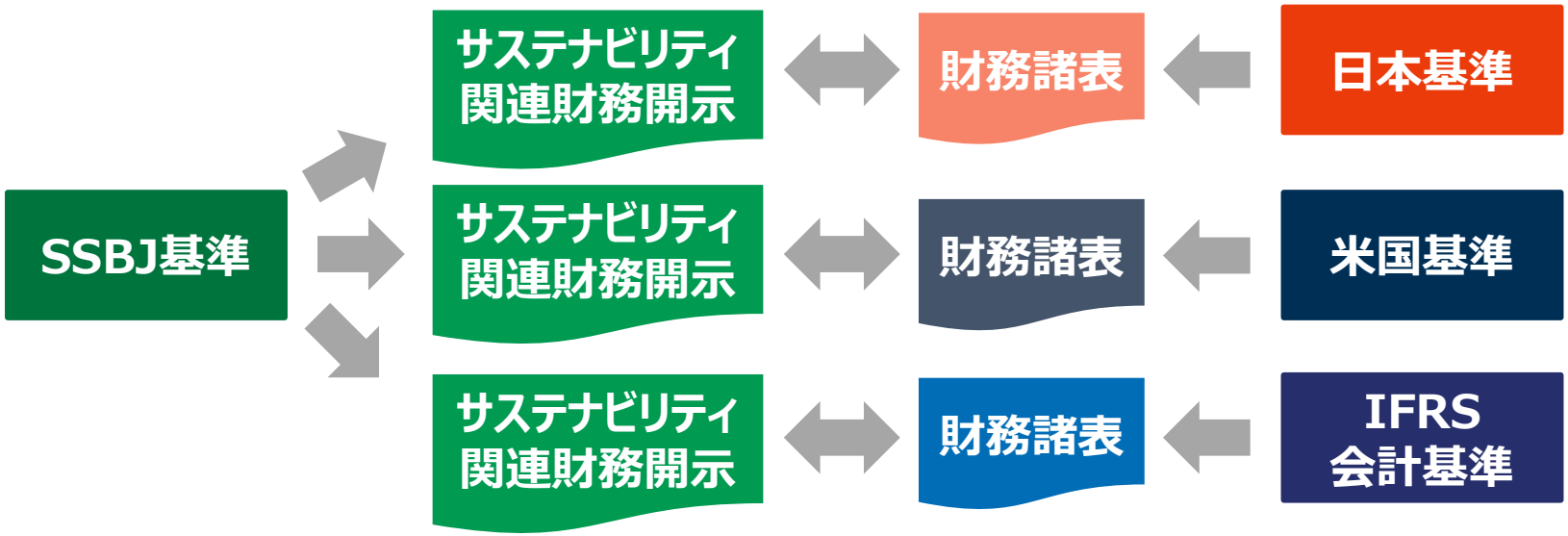

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

数値の表示に用いる単位

- 報告する数値について、数値の**表示に用いる単位**(CO2相当のメートル・トン(mt(e))、グラム(g)、ジュール(J)等)を開示しなければならない (適用基準第9項)

- 情報を理解しやすくするため、重要性がある情報を省略したり、不明瞭にしたりすることにならない限り、**千、百万、十億等の単位**を用いて表示**できる** (適用基準第10項)
  - この場合、どの単位を用いているか明示しなければならない

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

法令との関係

- **SSBJ基準で要求する情報が、企業が活動する法域の法令によって開示することが禁止されている場合、これを開示する必要はない** (適用基準第11項)

参考 作成要領

- **「法令の定めにより開示しない情報」の記載事例** (作成要領17頁)

> ⓧ 法令の定めにより開示しない情報
> サステナビリティ開示テーマ別基準第○号「○○○○」第○項において開示が要求されている○○○○に関して、○○国の（開示しない根拠となる法令の名称）では、（開示しない情報の種類）を開示することが禁止されている。このため、本サステナビリティ関連財務開示において報告する○○○○については、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第11項に従い、○○国に所在する子会社の情報を含めていない。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

商業上の機密情報

- **一定の要件を満たす場合、かつ、その場合に限り、サステナビリティ関連の機会に関する情報が、商業上の機密であると企業が判断したときには、当該情報がSSBJ基準で要求する情報であり、また、当該情報に重要性があったとしても、これを開示しないことができる** (適用基準第13項)
- **この定めは、サステナビリティ関連のリスクには適用されない** (適用基準第16項)

参考 作成要領

- **「商業上の機密であるため開示しない情報」の記載事例** (作成要領17頁)

> ⓧ 商業上の機密であるため開示しないサステナビリティ関連の機会に関する情報
> サステナビリティ開示テーマ別基準第○号「○○○○」第○項において開示が要求されている○○○○に関して、（開示しないこととした情報項目）については、商業上の機密であると判断したため、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第13項に従い、本サステナビリティ関連財務開示において報告する情報に含めていない。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

適正な表示

- 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る**サステナビリティ関連のリスク及び機会**を**適正に表示**しなければならない (適用基準第20項)
  - 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、**重要性がある情報**を開示しなければならない (適用基準第48項)
    - 「重要性がある」とは、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて**財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ること**をいう (適用基準第4項(7))
    - 情報に**重要性がない場合**、SSBJ基準で要求する情報であっても、これを**開示する必要はない** (適用基準第22項)
    - 情報に重要性があるかどうかを評価するにあたり、**主要な利用者の特性及び企業自身の状況を考慮**しなければならない (適用基準第56項)
  - SSBJ基準における**具体的な定めを適用しただけでは**、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで**不十分である場合**には、**追加的な情報を開示**しなければならない (適用基準第21項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

集約及び分解

- **SSBJ基準の適用にあたり、すべての事実及び状況を考慮し、サステナビリティ関連財務開示において情報をどのように集約及び分解するかを決定しなければならない** (適用基準第28項前段)

- **重要性がある情報を重要性がない情報で不明瞭にしたり、類似していない重要性がある項目を集約したりすることによって、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を低下させてはならない** (適用基準第28項後段)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

つながりのある情報

SSBJ

次の種類のつながりを理解できるように情報を開示しなければならない

(適用基準第29項から第31項)

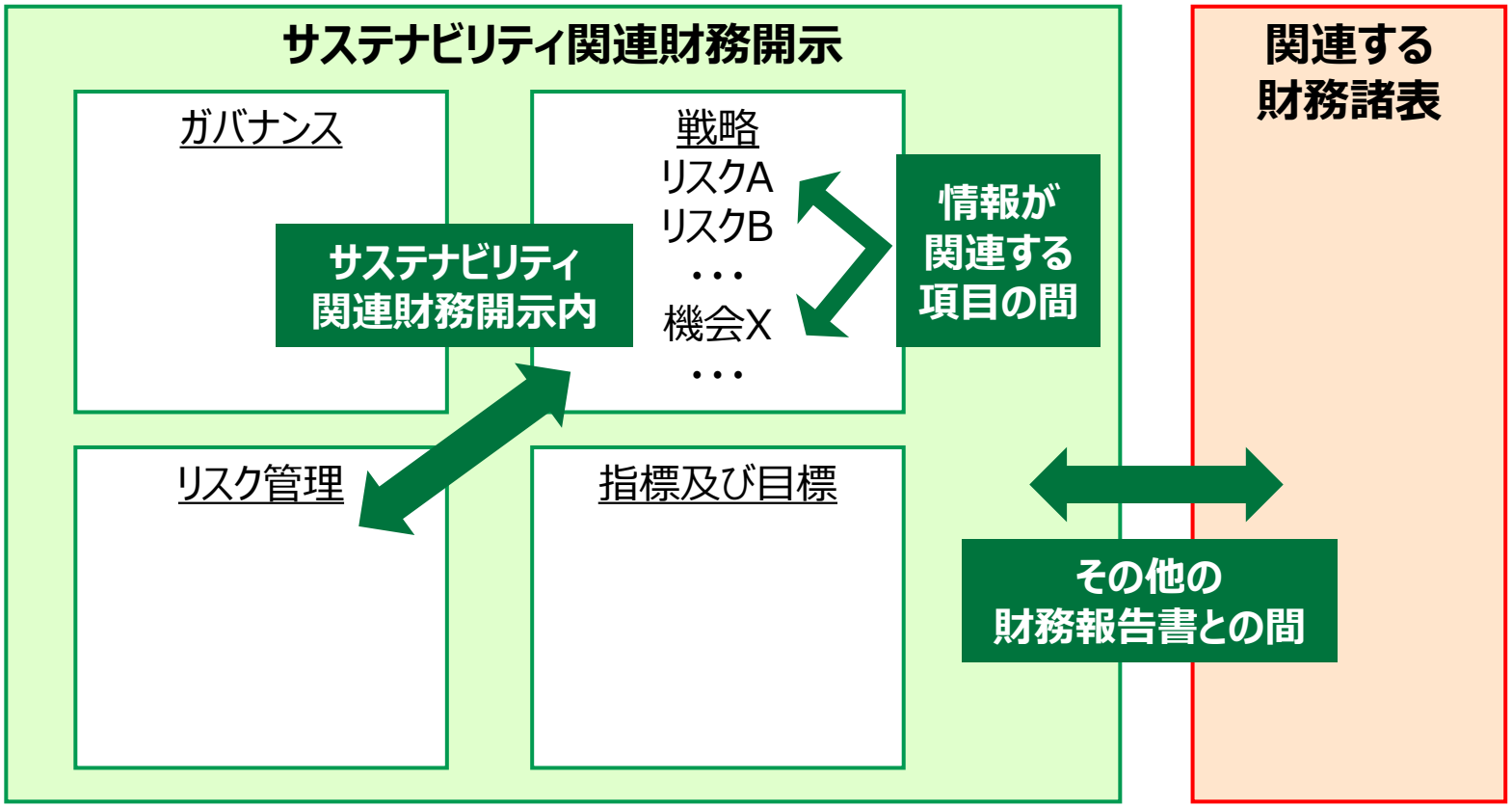

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

合理的で裏付け可能な情報

- **合理的で裏付け可能な情報**とは、報告期間の末日において企業が**過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報**をいう (適用基準第4項(8))
- 外部環境の一般的な状況のみならず、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想に関する情報を含む、企業に固有の要因も対象としなければならない (適用基準第33項)
- SSBJ基準が**合理的で裏付け可能な情報を用いる**ことを求めている場合、当該定めに従わなければならない (適用基準第32項)

SSBJ基準が合理的で裏付け可能な情報を用いることを求めている場合	適用基準	一般基準	気候基準
リスク及び機会の識別	第38項	–	第18項
予想される財務的影響	–	第19項(1)	第24項(1)
気候関連のシナリオ分析	–	–	第34項
スコープ3温室効果ガス排出の測定	–	–	第69項
バリュー・チェーンの範囲の決定	第47項	–	第74項
特定の産業横断的指標等の開示の作成	–	–	第78項

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

情報の記載場所

- サステナビリティ関連財務開示は、**関連する財務諸表とあわせて開示**しなければならない (適用基準第62項)
  - 必ずしも同じ文書に含める必要はない (適用基準BC117項)
- サステナビリティ関連財務開示は、**関連する財務諸表**を**特定**できるようにしなければならない。サステナビリティ関連財務開示と**同じ文書**において関連する財務諸表が**報告されていない場合**、次の事項を開示しなければならない (適用基準第7項)
  - 関連する財務諸表の**入手方法**
  - 関連する財務諸表の作成にあたり準拠した**会計基準の名称**
- SSBJ基準で要求する情報は、一定の要件すべてを満たす場合、**相互参照**によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができる (適用基準第64項)
  - 相互参照は、**正確に特定された部分**に対して行わなければならない (適用基準第66項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

報告期間及び同時の報告

- **サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とし、同時に報告しなければならない** (適用基準第67項及び第68項)

（例：3月決算の場合）	20X4				20X5	
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6
財務諸表		報告期間（20X4年度）				
			同じ報告期間を対象とする			
サステナビリティ関連財務開示		報告期間（20X4年度）				

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

子会社の報告期間

- 報告企業が連結財務諸表を作成している場合、親会社と子会社の財務情報の報告期間が異なるときは、サステナビリティ関連財務開示に取り込まれる親会社及び子会社のサステナビリティ関連財務情報の報告期間は、それぞれの財務情報の報告期間と同じ期間を対象とすることになる (適用基準BC130項及び131項)

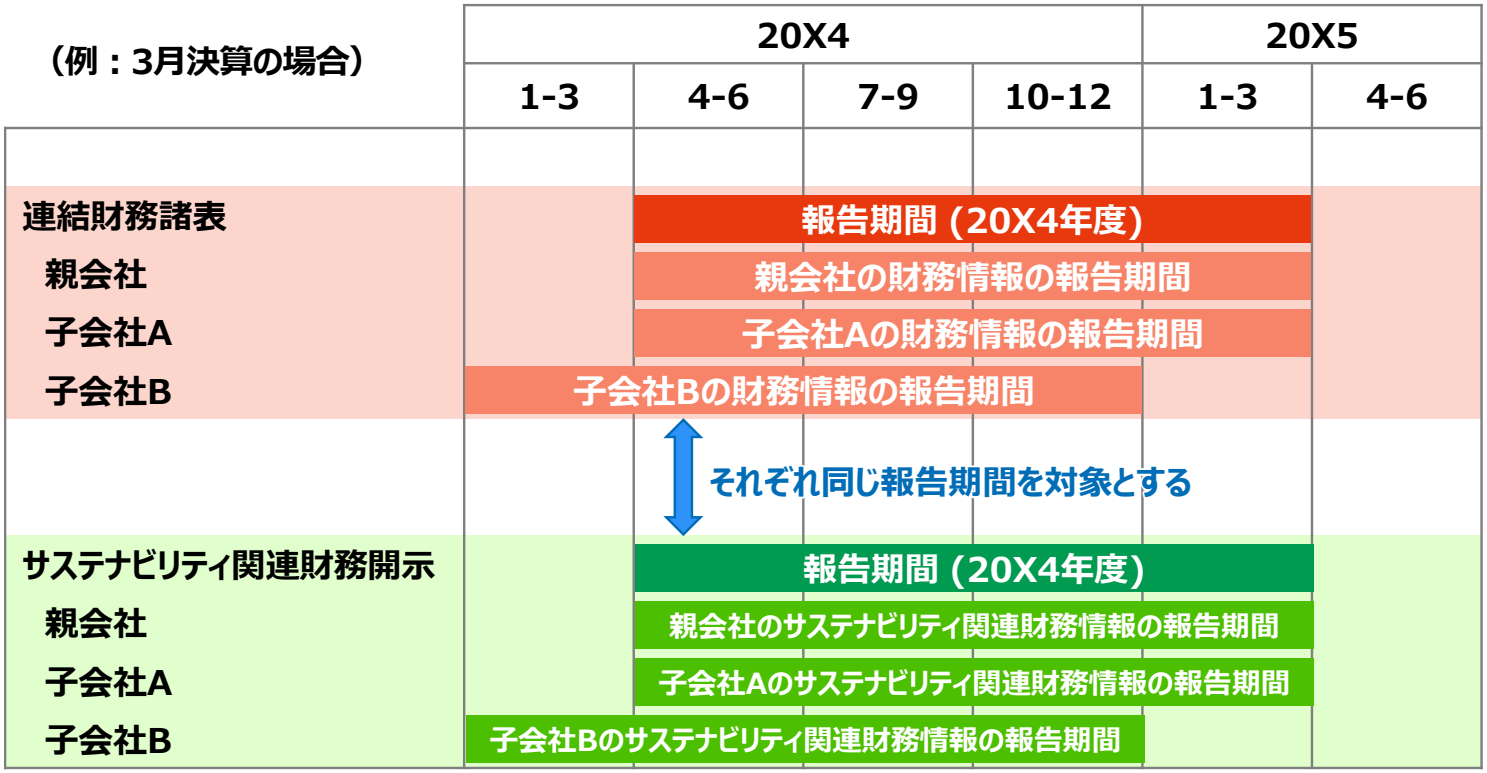

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

公表承認日等

- サステナビリティ関連財務開示の**公表承認日**及び**承認した機関**又は**個人の名称**を**開示**しなければならない (適用基準第70項)
  - 公表承認日は、**どの時点までの後発事象**が**開示に含まれているか**を理解するために必要な情報
  - 公表承認日等に関する開示を行うにあたり、次のことが必要になる (適用基準BC140項)
    - サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人を定める
    - 当該機関又は個人がサステナビリティ関連財務開示を公表することを承認した日を公表承認日とする

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

比較情報ー比較情報の開示

- **当報告期間**に開示される**すべての数値**について、**前報告期間**に係る**比較情報**を開示しなければならない (適用基準第73項)
  - 経過措置 基準を適用する**最初の年次報告期間**は、比較情報を**開示しないことができる** (適用基準第93項、一般基準第42項、気候基準第102項)
  - **任意**でSSBJ基準に従った開示を行う場合、前報告期間に係る比較情報を**開示しないことができる** (適用基準第73項(2))
- **当報告期間**におけるサステナビリティ関連財務開示を理解するうえで**有用である**場合、**説明的及び記述的**なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報を開示しなければならない (適用基準第73項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

比較情報ー比較情報の更新

- **前報告期間**に開示された**見積りの数値**に関連して、**当報告期間**において**新規の情報を入手**し、当該情報が**前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供**する場合、比較情報を**更新**し、関連する情報を開示しなければならない (適用基準第74項)
- ただし、次の場合には**不要** (適用基準第75項)
  - 比較対象の数値を更新することが**実務上不可能**である場合
  - 見積りの数値が**将来予測的なもの**である（将来起こり得る取引、事象及び他の状況に関連するものである）場合

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

準拠表明

- サステナビリティ関連財務開示が、**SSBJ基準のすべての定めに準拠**している場合、**明示的かつ無限定の準拠の旨**を開示することにより表明しなければならない (適用基準第79項)

- SSBJ基準の**すべての定めに準拠**しない限り、サステナビリティ関連財務開示が**SSBJ基準に準拠していると記述してはならない** (適用基準第79項)
  - 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示を作成するにあたり、SSBJ基準の定めを**部分的に参考にすることができる**
  - ただし、SSBJ基準の定めを**部分的に参考にする場合**（すべての定めに準拠していない場合）には、SSBJ基準に準拠していると誤解されるような**記載を行ってはならない**
    - **経過措置**において適用しないことが認められるものを適用しない場合は除く

- **法令の定め**に基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合、当該**法令の名称**を開示しなければならない。法令の定めに基づかず**任意で**SSBJ基準に従った開示を行う場合、**その旨**を開示しなければならない (適用基準第78項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

判断

- サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に**最も重大な影響を与える判断に関する情報**を開示しなければならない (適用基準第81項)

- 判断を行う場合の例 (適用基準BC158項)
  - 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別
  - どのガイダンスの情報源を適用するかの決定
  - 事象又は状況の変化が重大であり、企業のバリュー・チェーンを通じて影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価が要求されるかどうかの評価
  - サステナビリティ関連財務開示に含める重要性がある情報の識別

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

判断に関する開示の記載事例（作成要領11頁）

1．サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
② ガイダンスの情報源に関する情報

（サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別）
当社グループは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、サステナビリティ開示基準を適用した。また、上記の分析に基づき、○○産業及び○○産業に関するSASBスタンダード（2023年12月最終改訂）を適用した。これらのほか、（簡潔に理由を記載する。）であることから、（具体的な基準、公表文書、産業の実務及びその他のガイダンスの情報源を記載する。）を適用した。

（ガイダンスの情報源に記載されているサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、どのリスク及び機会を識別したのかについて、検討した内容を簡潔に記載する。）。

→ **判断に関する開示**

その結果、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会として、次のリスク及び機会を識別した。
気候関連
・○○○○○○
・・・・・・

リスク及び機会の識別における判断は、判断に関する開示の対象となる可能性がある

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

測定の不確実性

- サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える**最も重大な不確実性に関する情報**を開示しなければならない (適用基準第83項及び第84項)
  - 測定の不確実性の**源泉**
  - 数値を測定するにあたり行った**仮定、概算及び判断**

- 「不確実性に関する情報」の例 (適用基準BC162項)
  - 仮定又はその他の測定の不確実性の源泉の性質
  - 開示された数値の、その計算の基礎となる手法、仮定及び見積りに対する感応度（その感応度の理由を含む）
  - 不確実性について見込まれる解消方法及び開示された数値に対して合理的に考えられる結果の範囲
  - 開示された数値に関する過去の仮定について行った変更の説明（その不確実性が未解消のままである場合）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

測定の不確実性に関する開示の記載事例（作成要領31頁）

短期、中期及び長期における、当社グループの財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込みとして開示した数値は、（測定の不確実性の源泉を記載する。）であるため、測定の不確実性の程度が高い情報である。当該数値を測定するにあたり、当社グループは、（数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断を記載する。）。

見積りに基づく数値は、測定の不確実性に関する開示の対象となる可能性がある

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

誤謬

- 重要性がある過去の報告期間の誤謬について、これを訂正することが**実務上不可能でない限り**、開示された過去の報告期間の比較対象の数値を**修正再表示することによって訂正**しなければならない (適用基準第86項)

- ただし、**法令において**、開示された過去の報告期間の比較数値を**修正再表示することによって訂正することで、過去の誤謬の解消ができない**場合に該当するときは、修正再表示を行わず、当該**法令に基づく取扱いに従う** (適用基準第86項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

有価証券報告書における開示

有価証券報告書

第一部　企業情報
- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
  1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
  2. **サステナビリティに関する考え方及び取組**
  3. 事業等のリスク
  4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
  5. 重要な契約等
  6. 研究開発活動
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
- 第5　経理の状況
  1. 連結財務諸表等
  2. 財務諸表等
- 第6　提出会社の株式事務の概要
- 第7　提出会社の参考情報

第二部　提出会社の保証会社当の情報

2. サステナビリティに関する考え方及び取組
- **(1) サステナビリティ関連財務開示**
  1. **サステナビリティ関連財務開示の作成方法について**
  2. ガバナンス
  3. 戦略
  4. リスク管理
  5. 指標及び目標
  6. 後発事象
- (2) 人的資本に関する開示

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「サステナビリティ関連財務開示の作成方法について」の構成（作成要領3頁から18頁）

- サステナビリティ関連財務開示の冒頭において、**サステナビリティ関連財務開示の作成のための基本となる情報**を示すことが考えられる

第一部　企業情報
　第2　事業の状況
　　2．サステナビリティに関する考え方及び取組
　　(1) サステナビリティ関連財務開示
　　1．サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
　　2．ガバナンス
　　3．戦略
　　4．リスク管理
　　5．指標及び目標
　　6．後発事象

1．サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
- ① **全般的情報**
- ② ガイダンスの情報源に関する情報
- ⊗ 法令の定めにより開示しない情報
- ⊗ 商業上の機密であるため開示しないサステナビリティ関連の機会に関する情報

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「全般的情報」の記載事例（作成要領3頁）

1．サステナビリティ関連財務開示の作成方法について

① 全般的情報

当社グループのサステナビリティ関連財務開示は、任意で、サステナビリティ開示基準（サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が開発した基準をいう。以下同じ。）に準拠して作成している。 → **準拠表明**

本サステナビリティ関連財務開示は、当連結会計年度（○年○月○日から○年○月○日まで）を報告期間として作成している。 → **報告期間**

なお、本サステナビリティ関連財務開示は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第73項(2)に基づき、比較情報を開示していない。 → **任意であるため比較情報を開示していない旨**

本サステナビリティ関連財務開示は、○年○月○日（公表承認日）に、○○○○によって承認されている。 → **公表承認日等**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「全般的情報」の記載事例（作成要領3頁）

1．サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
① 全般的情報

当社グループのサステナビリティ関連財務開示は、任意で、サステナビリティ開示基準（サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が開発した基準をいう。以下同じ。）に準拠して作成している。 → **準拠表明**

本サステナビリティ関連財務開示は、当連結会計年度（○年○月○日から○年○月○日まで）を報告期間として作成している。 → **報告期間**

なお、本サステナビリティ関連財務開示は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第73項(2)に基づき、比較情報を開示していない。 → **任意であるため比較情報を開示していない旨**

本サステナビリティ関連財務開示は、○年○月○日（公表承認日）に、○○○○によって承認されている。 → **公表承認日等**

経過措置

SSBJ基準の定めに従い経過措置を適用する旨を記載する場合、「全般的情報」に記載することが考えられる

- **比較情報の開示の免除**
- **気候関連以外のリスク及び機会に関する情報の開示の免除**
- **GHGプロトコル(2004年)等以外の測定方法の使用の容認**
- **スコープ3温室効果ガス排出の開示の免除**

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示

SSBJ

- サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る**サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報**を開示しなければならない（適用基準第34項前段）
- **企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会**に関する情報を開示するにあたり、次のことを行わなければならない（適用基準第35項）
  - 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連の**リスク及び機会の識別**
  - バリュー・チェーンの範囲の決定
  - 識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別
- **企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会**に関して、**重要性がある情報**を開示しなければならない（適用基準第48項）
- そのためには、**ガイダンスの情報源に関する定め**を適用しなければならない（適用基準第36項から第43項、第49項から第55項）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

開示する情報の識別

サステナビリティ関連のリスク及び機会

Step1 リスク及び機会の識別

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る
すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会

Step2 リスク及び機会に関する情報の識別

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る
すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報

Step3 重要性の判断

SSBJ基準に基づく
サステナビリティ関連財務開示

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

Step1 リスク及び機会の識別

SSBJ

- サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る**サステナビリティ関連のリスク及び機会**を**識別**しなければならない (適用基準第36項)

リスク及び機会を識別するにあたり**SSBJ基準**を適用しなければならない (第40項)

↓ **加えて**

- 産業別基準である**SASBスタンダード**（2023年12月最終改訂版）における**企業に関連する産業**の**開示トピック**を**参照**し、その**適用可能性**を**考慮しなければならない** (第41項及び第42項)
- 考慮した結果、**適用しない**と結論付ける場合もある (第41項)

↓ **任意（参照し、その適用可能性を考慮することができる）**

- ISSB基準及び付属するガイダンス (第43項)
- 「**CDSBフレームワーク適用ガイダンス**」
- 主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている**他の基準設定主体**(ISSBを含む)**による直近の公表文書**（以下「他の基準等」という）
- **同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業**（以下「同業他社等」という）によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

バリュー・チェーンの範囲の決定

- 識別したサステナビリティ関連の**リスク及び機会のそれぞれ**に関連して、**合理的で裏付け可能な情報**を用いて、**バリュー・チェーンの範囲を決定**しなければならない (適用基準第46項、第47項)
- 「バリュー・チェーン」とは、報告企業の**ビジネス・モデル**及び当該企業が**事業を営む外部環境に関連**する、**相互作用**、**資源**及び**関係**の**すべて**をいう (適用基準第4項(12))
- 具体的には、報告企業の生産活動以外に、原材料調達、加工、物流などの**上流での活動**や、最終消費者による使用、消費などの**下流での活動**がバリュー・チェーンの範囲に含まれると考えられる

出所：環境省「環境報告のための解説書 ～環境報告ガイドライン2018年版対応～ 詳細解説」をもとに作成

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

Step2 リスク及び機会に関する情報の識別

SSBJ

- サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る**サステナビリティ関連のリスク及び機会**に関して、**重要性がある情報**を**開示**しなければならない (適用基準第48項)

開示の作成にあたり、識別したリスク又は機会に具体的に適用されるSSBJ基準の定めがあるかどうか (第49項)

ある

リスク又は機会に**具体的に適用されるSSBJ基準の定め**を適用しなければならない (第49項、第50項)

ない

次の**情報**を識別するために**判断を行う** (第49項、第51項)

- 主要な利用者の意思決定に**関連性**がある情報
- 当該リスク又は機会を**忠実に表現**する情報

判断を行うにあたり、次を**参照**し、その**適用可能性を考慮**

必須

- **SASBスタンダード**における開示トピックに**関連する指標**を**参照し**その**適用可能性**を**考慮しなければならない** (第52項、第53項)
- 考慮した結果、**適用しない**と結論付ける場合もある (第52項)

任意

- ISSB基準及び付属するガイダンス (第54項)
- 「**CDSBフレームワーク適用ガイダンス**」
- 他の基準書等
- 同業他社等によって開示された、指標を含む情報

(有用かつSSBJ基準に矛盾しない範囲で) (第55項)

- **GRIサステナビリティ・レポーティング・スタンダード**
- **欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)**

(参考)「SASBスタンダード」の開示トピック及び指標例

SSBJ

- 当社の関連する産業が、**「家電製造業」であることを特定**し、「家電製造業」のSASBスタンダードを参照する

例：「家電製造業」の場合の「開示トピック」

開示トピック	指標	カテゴリー	測定単位
製品の安全	(1) 申し立てたリコールの数 (2) リコールを申し立てた総ユニット	定量	数
	製品の安全性に関連する法的手続による金銭的損失の総額	定量	表示通貨

- 「**製品の安全**」が、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る場合、当該**開示トピック**を**リスクとして識別する**
- 現状は、識別したリスクである「**製品の安全**」に具体的に適用される**SSBJ基準が存在しない**ため、企業はSASBスタンダードの開示トピックに関連する**指標の適用可能性**を**考慮**しなければならない。考慮の結果、当該指標を**開示する場合**もあれば、**開示しない場合**もある

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「適用する」と「考慮する」の違い

- SSBJ基準では、「**適用する**」「**考慮する**」という表現を用いており、次のように説明している（適用基準BC78項）
  - 「**適用しなければならない**」場合とは、当該ガイダンスに記載されている事項（例えば、特定の指標を開示すること）が**要求される**ことを意味している
  - 「**参照し、その適用可能性を考慮しなければならない**」場合とは、当該ガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮することは要求されるものの、当該ガイダンスに記載されている事項（例えば、特定の指標を開示すること）は**要求されないこと**を意味している
    - このため、考慮した結果、適用する（例えば、開示する）と結論付ける場合と、適用しない（例えば、開示しない）と結論付ける場合とがある
  - 「**参照し、その適用可能性を考慮することができる**」場合とは、当該ガイダンスを参照することも、その適用可能性を考慮することも**要求されない**ことを意味している

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

適用可能性の考慮

- 考慮したガイダンスに記載されている事項について**網羅的に検討することは想定していない**（適用基準BC81項）
  - 例えば、次の点について、その理由を検討することが考えられる
    - どの産業のガイダンスを参照することとしたのか
    - 当該産業に関するガイダンスに記載されているリスク及び機会のうち、どれを企業のリスク及び機会として識別したのか
    - 当該産業に関するガイダンスにおけるリスク及び機会について記載されている指標等のうち、どれについて開示することとしたのか
- サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に関する情報（適用基準第81項）の開示対象となった場合、**企業が検討した事項の全部又は一部**について、サステナビリティ関連財務開示に記載することもあると考えられる
  - **考慮した特定のガイダンスの情報源を適用した旨**を開示するとともに、他のガイダンスの情報源についても**考慮したものの、当該他のガイダンスの情報源を適用しなかった旨**も開示することが必要となる場合がある

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

Step3 重要性の判断

- 「**重要性がある**」とは、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて**一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ること**をいう (適用基準第4項(7))
- 情報に重要性がない場合、開示する必要はない (適用基準第22項)
  - SSBJ基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はない
- 状況及び仮定の変化を考慮し、各報告期間の末日において重要性の判断を再評価しなければならない (適用基準第59項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

リスク及び機会の範囲の再評価

- **重大な事象が発生した場合**又は**状況に重大な変化が発生した場合**、バリュー・チェーンを通じて、影響を受けるすべてのリスク及び機会の範囲を**再評価しなければならない** (適用基準第44項)

- 「**重大な事象**又は**状況の重大な変化**」には、次のものが含まれる場合がある (適用基準BC89項)
  - 企業のバリュー・チェーンにおける重大な変化
    （例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、温室効果ガス排出を著しく変化させるような変更を行うこと）
  - 企業のビジネス・モデル、活動又は企業構造の重大な変化
    （例えば、企業のバリュー・チェーンを拡張する合併又は買収）
  - サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーの重大な変化
    （例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、企業が予想していなかった新しい規制の導入の影響を受けること）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ガイダンスの情報源に関する情報の開示

- ガイダンスの情報源に関する情報として、次の情報を開示しなければならない（適用基準第60項）
  - サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり**適用した**、具体的な基準、公表文書、産業の実務及びその他の**ガイダンスの情報源**
  - サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり適用したSSBJ基準、IFRS財団が公表する「SASBスタンダード」又は特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって**特定された産業**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

有価証券報告書における開示

有価証券報告書

第一部　企業情報
- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
  1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
  2. **サステナビリティに関する考え方及び取組**
  3. 事業等のリスク
  4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
  5. 重要な契約等
  6. 研究開発活動
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
- 第5　経理の状況
  1. 連結財務諸表等
  2. 財務諸表等
- 第6　提出会社の株式事務の概要
- 第7　提出会社の参考情報

第二部　提出会社の保証会社当の情報

2. サステナビリティに関する考え方及び取組

(1) サステナビリティ関連財務開示

1. **サステナビリティ関連財務開示の作成方法について**
2. ガバナンス
3. 戦略
4. リスク管理
5. 指標及び目標
6. 後発事象

(2) 人的資本に関する開示

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「サステナビリティ関連財務開示の作成方法について」の構成（作成要領3頁から18頁）

- ガイダンスの情報源に関する情報も「サステナビリティ関連財務開示の作成方法について」において、「①全般的情報」とは別の見出しで示すことが考えられる

第一部　企業情報
　第2　事業の状況
　　2．サステナビリティに関する考え方及び取組
　　（1）サステナビリティ関連財務開示
　　1．サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
　　2．ガバナンス
　　3．戦略
　　4．リスク管理
　　5．指標及び目標
　　6．後発事象

1．サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
　① 全般的情報
　② **ガイダンスの情報源に関する情報**
　⊗ 法令の定めにより開示しない情報
　⊗ 商業上の機密であるため開示しないサステナビリティ関連の機会に関する情報

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「ガイダンスの情報源に関する情報」の記載事例（作成要領11頁及び13頁）

1．サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
② ガイダンスの情報源に関する情報

（ガイダンスの情報源によって特定された産業）
当社グループが行う事業及びビジネスモデルが・・・であることに鑑み、当社グループに関連する産業として、次の産業を特定している。

・○○産業
・○○産業

（サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別）
当社グループは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、・・・を適用し、次のリスク及び機会を識別した。

気候関連
・○○○○○○
・・・・・・

（識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別）
○○○○○○については、・・・を適用し、次の情報を開示している。
・・・・・・

ガイダンスの情報源によって特定された産業

サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり適用したガイダンスの情報源

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「ガイダンスの情報源に関する情報」の記載事例（作成要領11頁及び13頁）

1．サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
② ガイダンスの情報源に関する情報

（ガイダンスの情報源によって特定された産業）
当社グループが行う事業及びビジネスモデルが・・・であることに鑑み、当社グループに関連する産業として、次の産業を特定している。

・○○産業
・○○産業

（サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別）
当社グループは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、・・・を適用し、次のリスク及び機会を識別した。

気候関連
・○○○○○○
・・・・・・

（識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別）
○○○○○○については、・・・を適用し、次の情報を開示している。
・・・・・・

ガイダンスの情報源によって特定された産業

サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり適用したガイダンスの情報源

経過措置

最初の年次報告期間は、気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示することができる

SSBJ

2 適用時期及び経過措置

適用時期

- **SSBJ基準は強制適用時期を定めていない**
  - **SSBJ基準に従って開示を行うことが強制される時期については、SSBJ基準に従って開示を行うことを要求する法令において定められることが想定される** (適用基準BC167項)
    - 例えば、金融商品取引法に基づく法定開示におけるSSBJ基準の適用対象企業及び適用時期等については、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、市場区分及び時価総額に応じて、段階的に開示を義務化することが検討されている
- **SSBJ基準は公表日以後終了する年次報告期間から適用することができる** (適用基準第92項、一般基準第41項、気候基準第101項)
  - ➡ **3月決算の企業は、2024年度から適用可能**
- **SSBJ基準を適用する場合、適用基準、一般基準、気候基準を同時に適用しなければならない** (適用基準第91項、一般基準第40項、気候基準第100項)
- **SSBJ基準のすべての定めに準拠している場合、明示的かつ無限定の準拠の旨を開示することにより表明しなければならない** (適用基準第79項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

経過措置を設けている項目

SSBJ

経過措置

- A 比較情報の開示の免除
- B 気候関連のリスク及び機会以外に関する情報の開示の免除
- C GHGプロトコル(2004年)又は法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法以外の測定方法の使用の容認
- D スコープ3温室効果ガス排出（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）の開示の免除

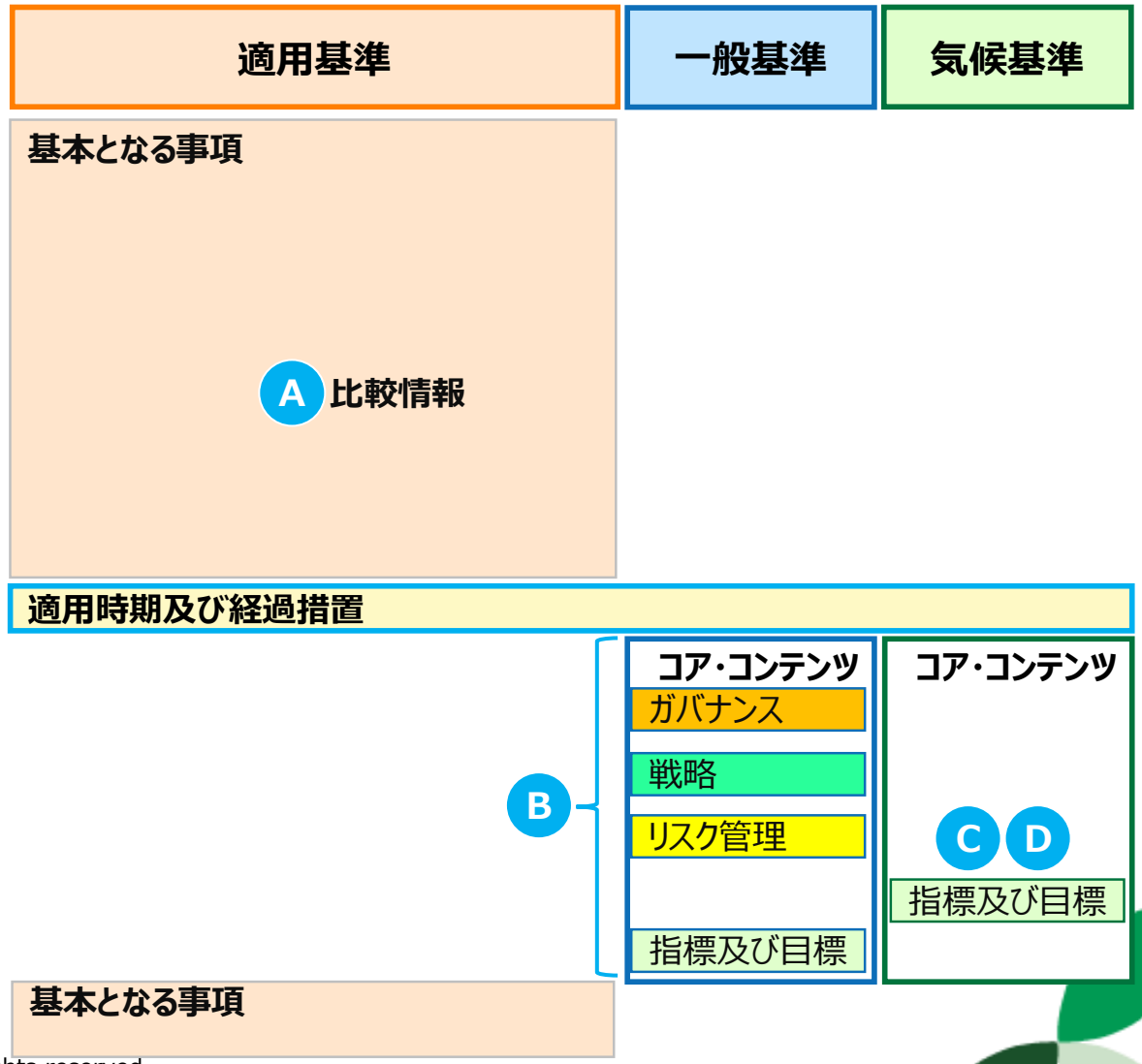

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

経過措置（法令の定めに基づく開示の場合）(1/2)

SSBJ

- **最初の年次報告期間**において、次のことが認められる
  - **比較情報の開示の免除**
    (適用基準第93項、一般基準第42項、気候基準第102項)
  - 気候基準に準拠して、**気候関連のリスク及び機会のみ**についての情報を開示することができる (適用基準第94項)
  - 最初の年次報告期間の**直前の年次報告期間**において、温室効果ガス排出の測定にGHGプロトコル(2004年)又は法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法**以外**の測定方法を用いていた場合、当該測定方法を用いることができる (気候基準第103項(1))
  - **スコープ3温室効果ガス排出**（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）**の開示の免除** (気候基準第103項(2))

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

経過措置（法令の定めに基づく開示の場合）(2/2)

SSBJ

- 気候関連のリスク及び機会以外の開示の免除(適用基準第94項)を適用する場合、以下の開示の免除 (適用基準第95項)
  - 最初の年次報告期間における、気候関連のリスク及び機会に関する比較情報の開示
  - 2年目の年次報告期間における、気候関連のリスク及び機会以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する比較情報の開示
- 温室効果ガス排出の測定方法に関する経過措置 (気候基準第103項(1)) 又はスコープ3温室効果ガス排出の開示に関する経過措置 (気候基準第103項(2))を適用した場合、その後の報告期間において比較情報として情報を表示するにあたり、これらの経過措置を引き続き適用することができる (気候基準第104項)
- なお、法令において、別途経過措置が定められる場合、その経過措置に従うことになると考えられる

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

経過措置（法令の定めに基づく開示の場合のまとめ）

SSBJ

	経過措置の内容	経過措置を適用するための条件	経過措置を適用できる報告期間
①	比較情報の開示の免除（適用基準第93項、一般基準第42項、気候基準第102項）	–	最初の年次報告期間
②	気候関連のリスク及び機会以外に関する情報の開示の免除（適用基準第94項）	–	最初の年次報告期間（2年目の年次報告期間における比較情報の開示も要求されない）
③	GHGプロトコル（2004年）又は法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法以外の測定方法の使用（気候基準第103項(1)）	最初の年次報告期間の直前の年次報告期間において、左記の方法を用いていた場合	最初の年次報告期間（その後の報告期間において、比較情報として表示するにあたり、引き続き適用できる）
④	スコープ3温室効果ガス排出（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）の開示の免除（気候基準第103項(2)）	–	最初の年次報告期間（その後の報告期間において、比較情報として表示するにあたり、引き続き適用できる）
⑤	気候関連のリスク及び機会に関する比較情報の開示の免除（適用基準第95項(1)）	②の経過措置を適用した場合	最初の年次報告期間

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

経過措置（任意でSSBJ基準に従い開示する場合）

- **最初の年次報告期間において、次のことが認められる**
  - 気候基準に準拠して、**気候関連のリスク及び機会のみ**についての情報を開示することができる (適用基準第96項)
  - 最初の年次報告期間の**直前の年次報告期間**において、温室効果ガス排出の測定にGHGプロトコル(2004年)又は法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法**以外**の測定方法を用いていた場合、当該測定方法を用いることができる (気候基準第105項(1))
  - **スコープ3温室効果ガス排出**（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）**の開示の免除** (気候基準第105項(2))
- **任意でSSBJ基準に従い開示する場合、**（経過措置ではなく）**常に比較情報の開示の免除が認められる** (適用基準第73項(2))

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

経過措置（任意でSSBJ基準に従い開示する場合のまとめ）

	経過措置の内容	経過措置を適用するための条件	経過措置を適用できる報告期間
①	気候関連のリスク及び機会以外に関する情報の開示の免除（適用基準第96項）	－	最初の年次報告期間 (2年目の年次報告期間における比較情報の開示も要求されない)
②	GHGプロトコル（2004年）又は法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法以外の測定方法の使用（気候基準第105項(1)）	最初の年次報告期間の直前の年次報告期間において、左記の方法を用いていた場合	最初の年次報告期間 (その後の報告期間において、比較情報として表示するにあたり、引き続き適用できる)
③	スコープ3温室効果ガス排出（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）の開示の免除（気候基準第105項(2)）	－	最初の年次報告期間 (その後の報告期間において、比較情報として表示するにあたり、引き続き適用できる)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

コア・コンテンツの定め

コア・コンテンツの定め

- 「コア・コンテンツ」とは、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項であり、**①ガバナンス**、**②戦略**、**③リスク管理**、**④指標及び目標**の4つの要素により構成されている (一般基準第7項)
- ISSB基準は、金融安定理事会の「**気候関連財務開示に関するタスクフォース**」（**TCFD**）による提言を基礎として開発され、企業が**サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報をどのように識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングし、管理しているか**について、**コア・コンテンツの開示において説明すること**を定めている
- 我が国では「**企業内容等の開示に関する内閣府令**」により、有価証券報告書において、4つの構成要素に基づく開示を行うことが求められている。また、東京証券取引所が公表する「コーポレートガバナンス・コード」では、2021年6月の改訂において、プライム上場企業に対し、TCFD又はそれと同等のフレームワークに基づく開示の質と量の充実を進めるべきとの考えが示されている
- このため、SSBJ基準においてもコア・コンテンツに関する定めを置いている

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

一般基準と気候基準の関係

- **一般基準**は、コア・コンテンツに関する開示を作成するにあたり適用しなければならない**一般的な定め**を定めている
  - 一般基準における一般的な定めは、具体的なテーマ別基準が存在する場合（現時点では気候基準のみ）でも従う必要がある
  - ただし、明確化の観点から、具体的なテーマ別基準においても、一般基準における一般的な定めと同様の定めを含めることとしている
  - したがって、一般基準における一般的な定めは、**実質的に、具体的なテーマ別基準が存在しない場合**（例えば、人的資本や生物多様性）の定めとなる
- **気候基準**は、**気候関連の具体的な要求事項**について**詳細に**定めている
  - 気候関連の具体的な定めとして、例えば、次のものがある
    - 気候に関連する戦略（例えば、気候レジリエンス）
    - 指標及び目標（例えば、温室効果ガス排出）
  - 一般基準と同様の定めについては、一般基準の定めに含まれる「**サステナビリティ**」という用語を「**気候**」に**置き換え**ている

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

3 ガバナンス

開示目的及び開示項目

SSBJ

開示目的 (一般基準第8項、気候基準第9項)

- **サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすること**

開示項目 (一般基準第9項、第10項、気候基準第10項、第11項)

- **サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する情報**
- **サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する情報**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ガバナンス機関又は個人

- **サステナビリティ（気候）関連**のリスク及び機会の監督に責任を負う**ガバナンス機関**又は**個人**に関して、次の事項を開示しなければならない (一般基準第9項、気候基準第10項)
  - ガバナンス機関の**名称**又は当該責任を負う個人の**役職名**
  - リスク及び機会に関するガバナンス機関又は個人の**責任**
  - **戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーの利用可能性**に関するガバナンス機関又は個人の判断
  - ガバナンス機関又は個人が**情報を入手する方法及び頻度**
  - 企業の戦略、主要な取引に関する意思決定並びに企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針の**監督におけるリスク及び機会の考慮の方法**（トレードオフを考慮しているかどうかを含む）
  - リスク及び機会に関する**目標設定に対する監督**と**目標達成に向けた進捗のモニタリング**の方法（パフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、含まれている場合、どのように含まれているかを含む）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

経営者の役割

- **サステナビリティ（気候）関連**のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いる**ガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割**に関して、次の事項を開示しなければならない (一般基準第10項、気候基準第11項)
  - 経営者等又は経営者等が関与する委員会等への**役割の委任**（該当ない場合はその旨）
    - 経営者等の**役職名**又は委員会等の**名称**
    - 経営者等又は委員会等に対する**監督の方法**
  - 経営者によるリスク及び機会の**監督を支援するための統制及び手続と他の内部機能との統合の方法**（該当ない場合はその旨）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

不必要な繰り返しの回避

- ガバナンスの定めを満たすための開示を作成するにあたり、不必要な繰り返しを避けなければならない (気候基準第12項)
- サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、**不必要な繰り返しを避ける**ため、リスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、**統合されたガバナンスの開示**を提供することが考えられる
  - 例えば、ガバナンスに対する**全体的なアプローチ**を記述したうえで、**特定のリスク及び機会について採用するアプローチ**に関しては、**具体的な記述を追加**することが適切である場合があると考えられる (気候基準BC39項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

有価証券報告書における開示

有価証券報告書

第一部　企業情報
- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
  1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
  2. **サステナビリティに関する考え方及び取組**
  3. 事業等のリスク
  4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
  5. 重要な契約等
  6. 研究開発活動
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
- 第5　経理の状況
  1. 連結財務諸表等
  2. 財務諸表等
- 第6　提出会社の株式事務の概要
- 第7　提出会社の参考情報

第二部　提出会社の保証会社当の情報

2. サステナビリティに関する考え方及び取組

(1) サステナビリティ関連財務開示
1. サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
2. ガバナンス
3. 戦略
4. リスク管理
5. 指標及び目標
6. 後発事象

(2) 人的資本に関する開示

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

「ガバナンス」の記載事例（作成要領19頁）

2. ガバナンス
① ガバナンス機関又は個人
当社グループでは、・・・が、グループ全体のサステナビリティ関連のリスク及び機会を監督する責任を負っている。
・・・・・・。
② 経営者の役割
当社グループでは、・・・・・・。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

SSBJ

4 戦略

開示目的及び開示項目

開示目的 (一般基準第11項、気候基準第13項)

- サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすること

開示項目 (一般基準第12項、気候基準第14項)

- 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会
- リスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響
- リスク及び機会の財務的影響
- リスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響
- 企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス
  - 気候レジリエンス
  - レジリエンス

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会

- **サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会**について、次の事項を開示しなければならない (一般基準第14項、気候基準第19項)
  - 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ（気候）関連の**リスク及び機会**
    - **気候関連**のリスクのそれぞれについて、**気候関連の物理的リスク**又は**気候関連の移行リスク**のいずれであるか（気候基準のみの定め）
  - サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会のそれぞれについて、その影響が生じると合理的に見込み得る**時間軸**（短期、中期又は長期により表す）
  - 企業による**「短期」、「中期」及び「長期」の定義**
  - 「短期」、「中期」及び「長期」の定義と企業が**戦略的意思決定に用いる計画期間との関係**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響

- **ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響**について、次の事項を開示しなければならない (一般基準第15項、気候基準第20項)
  - サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会が**現在**の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに**与えている影響**
  - サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会が**将来**の企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに**与えると予想される影響**
  - 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンにおいて、サステナビリティ（気候）関連の**リスク及び機会が集中している部分**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

現在の財務的影響

- **現在の財務的影響**について、次の事項に関する**定量的及び定性的情報**を開示しなければならない (一般基準第17項、気候基準第22項)
  - リスク及び機会が、**当報告期間**において、企業の**財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー**に与えた影響

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

予想される財務的影響 (1/2)

- **予想される財務的影響**について、次の事項に関する**定量的及び定性的情報**を開示しなければならない (一般基準第17項、気候基準第22項)
  - 当報告期間において財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに影響を与えたリスク及び機会のうち、**翌年次報告期間**において、**関連する財務諸表に計上する資産及び負債の帳簿価額**に**重要性がある影響**を与える**重大なリスク**があるもの
  - リスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、**短期、中期及び長期**における、企業の**財政状態の変化に関する見込み**
    - 投資計画、処分計画及び戦略を遂行するための資金計画を考慮
  - リスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、**短期、中期及び長期**における、企業の**財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

予想される財務的影響 (2/2)

- **サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会**が、企業の**財務計画**に**どのように含まれるのか**を**考慮**しなければならない (一般基準第18項、気候基準第23項)
- 開示の作成にあたり、企業が**利用可能なスキル、能力及び資源に見合ったアプローチ**により、**合理的で裏付け可能な情報**を用いなければならない (一般基準第19項、気候基準第24項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

財務的影響の開示に関する取扱い

- 定量的情報を開示する場合、**単一の数値**又は**数値の範囲**を開示することができる (一般基準第20項、気候基準第25項)
- 次の**いずれか**であると判断する場合には、定量的情報を開示する**必要はない** (一般基準第20項、気候基準第25項)
  - 影響を区分して識別できない
  - 影響を見積るにあたり**測定の不確実性の程度**があまりにも**高い**ために、もたらされる**定量的情報が有用でない**
- 定量的情報を提供するスキル、能力又は資源を有していない場合、予想される財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はない (一般基準第21項、気候基準第26項)
- 定量的情報を提供する**必要はないと判断**した場合、**次の開示**を行わなければならない (一般基準第22項、気候基準第27項)
  - 定量的情報を提供していない理由
  - 当該財務的影響に関する定性的情報
  - 複合的な財務的影響に関する定量的情報（有用でないと企業が判断する場合を除く）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

戦略及び意思決定に与える影響

- **戦略及び意思決定に与える影響**について、次の事項を開示しなければならない
  (一般基準第23項、気候基準第28項)
  - **リスク及び機会**にどのように**対応**してきたか、また、今後**対応する計画**であるか（気候の場合、移行計画、緩和及び適応の取組み等を含む）
  - 報告期間の末日において**資源を確保している方法**及び将来において**資源を確保するための計画**の内容（気候基準のみの定め）
  - 過去の報告期間に開示した計画に対する**進捗**（定量的及び定性的情報を含む）
  - リスク及び機会への対応を決定するにあたり考慮した、**リスク及び機会の間のトレードオフ**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

有価証券報告書における開示

SSBJ

有価証券報告書

第一部　企業情報
- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
  1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
  2. **サステナビリティに関する考え方及び取組**
  3. 事業等のリスク
  4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
  5. 重要な契約等
  6. 研究開発活動
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
- 第5　経理の状況
  1. 連結財務諸表等
  2. 財務諸表等
- 第6　提出会社の株式事務の概要
- 第7　提出会社の参考情報

第二部　提出会社の保証会社当の情報

2. サステナビリティに関する考え方及び取組

(1) サステナビリティ関連財務開示
1. サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
2. ガバナンス
3. **戦略**
4. リスク管理
5. 指標及び目標
6. 後発事象

(2) 人的資本に関する開示

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

「戦略」の構成（作成要領23頁から38頁）

3．戦略

① 概要 → 戦略やビジネス・モデルの概要

[時間軸ごとに説明する場合]

② サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別
③ サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分
→ 識別したリスク及び機会についての説明

④ サステナビリティ関連のリスク及び機会が現在与えている影響
⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会が将来与えると予想される影響
→ 識別したリスク及び機会の影響

[識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに説明する場合]

⑥ 気候レジリエンス
⑦ レジリエンス
→ 気候レジリエンス及びレジリエンス

識別したリスク及び機会についての説明（一般基準第12項(1)、気候基準第14項(1)）**及び識別したリスク及び機会の影響**（一般基準第12項(2)から(4)、気候基準第14項(2)から(4)）**について、次の記載事例を示している**

- **時間軸ごとに説明する方法**
- **識別したリスク及び機会ごとに説明する方法**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「概要」の記載事例（作成要領23頁）

3. 戦略
① 概要
当社グループは、
（サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略やビジネス・モデルを記載する。）
。

- **SSBJ基準では、戦略に関して、リスク及び機会を管理する戦略やビジネス・モデルを開示することを求める定めはないものの、リスク及び機会を管理する戦略を理解できるようにするという開示目的を達成するため、戦略やビジネスモデルを開示することが考えられる**

- **戦略についても、リスク及び機会を管理する戦略が統合的に策定されている場合、リスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合された戦略の開示を提供することにより繰り返しを避けることになると考えられる。例えば、全社共通についての記載と、特定のリスク及び機会についての記載とに、分けて開示することが考えられる**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

識別したリスク及び機会について、時間軸ごとに説明する方法の記載事例

（作成要領27頁）

[時間軸ごとに説明する場合]

② サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

「1. サステナビリティ関連財務開示の作成方法について」の「② ガイダンスの情報源に関する情報」に記載したとおり、当社グループは、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会として、次のものを識別している。

気候関連

・○○○○○○

・・・・・・

当社グループは、これらのリスク及び機会の影響が生じると合理的に見込み得る時間軸について、「短期」、「中期」及び「長期」をそれぞれ（企業による「短期」、「中期」及び「長期」の定義を記載する。）と定義している。これは、当社グループが戦略的意思決定に用いる計画期間と（関係を記載する。）。

当社グループは、（時間軸ごとに、影響が生じると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について説明する。）に関するリスク及び機会の影響が生じると合理的に見込んでいる。

③ サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分

②において識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会は、ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンにおいて、サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分を記載する。

時間軸ごとに、影響が生じると合理的に見込み得るリスク及び機会について説明する

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

識別したリスク及び機会について、時間軸ごとに説明する方法の記載事例

（作成要領27頁）

④ サステナビリティ関連のリスク及び機会が現在与えている影響

②において識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会は、当連結会計年度において、次の事項を含めて開示する。

- ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響
- 財務的影響
- 戦略及び意思決定に与える影響

識別したリスク及び機会が現在与えている影響を説明する

⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会が将来与えると予想される影響

②において識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会は、次の事項を含めて開示する。

- ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響
- 財務的影響
- 戦略及び意思決定に与える影響

識別したリスク及び機会が将来与えると予想される影響を時間軸ごとに説明する

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

識別したリスク及び機会ごとに説明する方法の記載事例（作成要領29頁）

[識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに説明する場合]

② ○○○○○○（サステナビリティ関連のリスクA）

サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

○○○○○○（サステナビリティ関連のリスクA）は、

サステナビリティ関連のリスク及び機会の影響が生じると合理的に見込み得る時間軸、
企業による「短期」、「中期」及び「長期」の定義、
並びに当該時間軸の定義と企業が戦略的意思決定に用いる計画期間との関係を記載する。

識別したリスク及び機会それぞれについて基準が求める事項を説明する

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

識別したリスク及び機会ごとに説明する方法の記載事例（作成要領29頁）

ビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響

○○○○○○（サステナビリティ関連のリスクA）は、

次の事項を含めて開示する。

・現在のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えている影響

・将来のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与えると予想される影響

・サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中している部分

。

財務的影響

○○○○○○（サステナビリティ関連のリスクA）は、

次の事項を含めて開示する。

・現在の財務的影響

・予想される財務的影響

識別したリスク及び機会それぞれについて基準が求める事項を説明する

戦略及び意思決定に与える影響

○○○○○○（サステナビリティ関連のリスクA）は、

次の事項を含めて開示する。

・リスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか

・過去の報告期間に開示した計画に対する進捗（定量的及び定性的情報を含む。）

・対応を決定するにあたり考慮したリスク及び機会のトレードオフ

。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候レジリエンスとレジリエンス

- レジリエンスに関する定めは、一般基準と気候基準で異なる
- 気候レジリエンスの評価とレジリエンスの評価における違いは、次のとおり

	気候レジリエンス（気候基準）	レジリエンス（一般基準）
定義	気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力	サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力
開示	• 実施した気候関連のシナリオ分析の手法及び実施時期 • 報告期間の末日における気候レジリエンスの評価	• リスクに関連する、報告期間の末日におけるビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価（該当ある場合、定量的評価） • 実施した手法及び考慮した時間軸
評価対象	識別した気候関連のリスク及び機会	識別したサステナビリティ関連のリスク
評価頻度	報告期間ごと	定めなし
評価手法	気候関連のシナリオ分析を用いる（最低限、企業の戦略計画サイクルに沿って更新）	用いなければならない具体的な手法の定めはない

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候レジリエンス

SSBJ

シナリオ分析

時期

シナリオ分析は、最低限、戦略計画に沿って更新

(例)戦略計画3年
X-2年：シナリオ分析実施
X-1年：シナリオ分析実施なし
当期　：シナリオ分析実施なし

シナリオ分析の手法

以下を考慮し、シナリオ分析に用いるアプローチを決定

- 企業の状況に見合うか
- 合理的で裏付け可能な情報を考慮できるか
- インプット、分析上の選択
- リスク、機会に対する企業のエクスポージャー
- 利用可能なスキル、能力、資源

気候レジリエンスの評価

時期

レジリエンスの評価は、報告期間ごとに実施

レジリエンスの評価
X-2年：実施
X-1年：実施
当期　：実施

報告期間の末日における気候レジリエンスの評価

- シナリオ分析の結果が企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価に影響があるか
- 重大な不確実性の領域
- 気候変動に対して、戦略及びビジネス・モデルを調整する企業の能力

気候レジリエンスの開示※

① 実施時期の開示

- シナリオ分析を実施した報告期間

② 実施したシナリオ分析の手法の開示

- 分析に用いたインプット
- 前提とした主要な仮定

③ 報告期間の末日における気候レジリエンスの評価の開示

- 企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価に影響がある場合、その影響
- 重大な不確実性の領域
- 企業の能力

※定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を開示することができる (気候基準第32項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

気候レジリエンスの記載事例（作成要領33頁）

⑥　気候レジリエンス

気候レジリエンスとは、気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力をいう。当社グループが識別した気候関連のリスク及び機会に対し、「3. 戦略」の「① 概要」に記載した当連結会計年度の末日における当社グループの戦略及びビジネス・モデルの気候レジリエンスについて

報告期間の末日における気候レジリエンスの評価に関し、次の事項を開示する。

- 気候関連のシナリオ分析の結果の影響（どのように対応する必要があるかを含む。）
- 気候レジリエンスの評価において考慮された重大な不確実性の領域
- 気候変動に対して、短期、中期及び長期にわたり戦略及びビジネス・モデルを調整する企業の能力

。

当該評価を実施するにあたり、

実施した気候関連のシナリオ分析の手法及び実施時期に関し、次の事項を開示する。

- 用いたインプットに関する情報
- 分析の前提とした主要な仮定
- 気候関連のシナリオ分析を実施した報告期間

。

気候関連のリスク及び機会を識別した場合の開示

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

レジリエンス

- 気候関連のリスク**以外**のサステナビリティ関連のリスクを識別した場合、一般基準に基づきレジリエンスに関する開示を行う

- レジリエンス（サステナビリティ関連の**リスク**から生じる**不確実性に対応する企業の能力**）について、次の事項に関する情報を開示しなければならない(一般基準第24項)

  (1) リスクに関連する、**報告期間の末日**における**戦略**及び**ビジネス・モデル**のレジリエンスに関する**定性的評価**

  (2) 該当ある場合、**リスク**に関連する、**報告期間の末日**における**戦略**及び**ビジネス・モデル**のレジリエンスに関する**定量的評価**

  - これらに従い開示する情報には、**レジリエンスの評価にあたり実施した手法**及び**考慮した時間軸**に関する事項も含めなければならない (一般基準第25項)

- 定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を開示することが**できる** (一般基準第26項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候関連以外のレジリエンスの記載事例（作成要領33頁）

⑦ レジリエンス

レジリエンスとは、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力をいう。当社グループが識別したサステナビリティ関連のリスクに対し、「3. 戦略」の「① 概要」に記載した当連結会計年度の末日における当社グループの戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスは、（報告期間の末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価を記載する。）であると評価している。

当該評価を実施するにあたり、次の事項を含めて開示する。

・レジリエンスの評価にあたり実施した手法

・レジリエンスの評価にあたり考慮した時間軸

。

気候関連のリスク以外のサステナビリティ関連のリスクを識別した場合の開示

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

SSBJ

5 リスク管理

開示目的及び開示項目

SSBJ

開示目的

- **サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセスを理解できるようにすること** (一般基準第28項(1)、気候基準第40項(1))
- **企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセスを評価できるようにすること** (一般基準第28項(2) 、気候基準第40項(2))

開示項目 (一般基準第29項、気候基準第41項)

- **リスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報**
- **機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報**
- **上述のリスク及び機会に関するプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

開示項目

- **リスク**を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いる**プロセス及び関連する方針**に関する情報を開示しなければならない (一般基準第29項(1)、気候基準第41項(1))
  - 企業が用いる**インプット等**に関する情報
  - リスクを識別するための**シナリオ分析**に関する情報
  - リスクの影響の**性質、発生可能性及び規模の評価方法**に関する情報
  - リスクの**優先順位付け**に関する情報
  - リスクを**モニタリングする方法**に関する情報
  - 企業が用いる**プロセスの変更**に関する情報
- **機会**を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いる**プロセス**に関する情報を開示しなければならない (一般基準第29項(2)、気候基準第41項(2))
- 上述の**リスク及び機会**に関する**プロセス**が、**全体的なリスク管理プロセス**に統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報を開示しなければならない (一般基準第29項(3)、気候基準第41項(3))

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

不必要な繰り返しの回避

- リスク管理の定めを満たすための開示を作成するにあたり、不必要な繰り返しを避けなければならない (気候基準第42項)
- サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、**不必要な繰り返しを避ける**ため、リスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、**統合されたリスク管理の開示**を提供することが考えられる
  - 例えば、リスク管理に対する**全体的なアプローチ**を記述したうえで、**特定のリスク及び機会について採用するアプローチ**に関しては、**具体的な記述を追加**することが適切である場合があると考えられる (気候基準BC39項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

有価証券報告書における開示

SSBJ

有価証券報告書

第一部　企業情報
- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
  1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
  2. **サステナビリティに関する考え方及び取組**
  3. 事業等のリスク
  4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
  5. 重要な契約等
  6. 研究開発活動
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
- 第5　経理の状況
  1. 連結財務諸表等
  2. 財務諸表等
- 第6　提出会社の株式事務の概要
- 第7　提出会社の参考情報

第二部　提出会社の保証会社当の情報

2. サステナビリティに関する考え方及び取組

(1) サステナビリティ関連財務開示
1. サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
2. ガバナンス
3. 戦略
4. **リスク管理**
5. 指標及び目標
6. 後発事象

(2) 人的資本に関する開示

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「リスク管理」の記載事例（作成要領39頁）

4．リスク管理
① サステナビリティ関連のリスクの識別等及びモニタリングを行うためのプロセス及び関連する方針
当社グループは、・・・。
② サステナビリティ関連の機会の識別等及びモニタリングを行うためのプロセス
当社グループは、・・・。
③ 上記プロセスと全体的なリスク管理プロセスとの関連性等
当社グループは、・・・。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

6 指標（指標及び目標）

開示目的

- **サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会**に関連する**企業のパフォーマンス**（企業が設定した目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標がある場合、当該目標の達成に向けた進捗を含む）を**理解**できるようにすること (一般基準第30項、気候基準第43項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

開示項目（指標）

SSBJ

気候基準 (気候基準第44項、第86項から第91項)	一般基準 (一般基準第32項から第34項)
• 産業横断的指標等 • 産業別の指標 ✓ 企業に関連する**産業別の指標**のうち、**主なもの** ➡ **ISSBが公表する「産業別ガイダンス」**を参照し、その**適用可能性**を**考慮**しなければならない（次頁参照） • その他の気候関連の指標 ✓ 次のものを測定し、モニタリングするために**企業が用いている指標** • 識別した気候関連のリスク又は機会 • 識別した気候関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス ✓ 具体的に適用される定めがSSBJ基準に存在しない場合、適用基準の**ガイダンスの情報源の定めを適用して得た指標**（次頁参照）	• **SSBJ基準が要求している指標** • 次のものを測定し、モニタリングするために**企業が用いている指標** ✓ 識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会 ✓ 識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス • 具体的に適用される定めがSSBJ基準に存在しない場合、適用基準の**ガイダンスの情報源の定めを適用して得た指標**（次頁参照） ➡ これらの指標には、**企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを含めなければならない**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

指標に関するガイダンスの情報源

SSBJ

開示の作成にあたり、識別したリスク又は機会に具体的に適用される定めがSSBJ基準にあるかどうか (適用基準第49項)

ある

SSBJ基準を適用しなければならない

(適用基準第49項及び第50項)
(一般基準第32項)
(気候基準第44項)

ない

次のものを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない

必須

- 「産業別ガイダンス」
- 「SASBスタンダード」

任意
(SSBJ基準に矛盾しない範囲で)

- 「CDSBフレームワーク適用ガイダンス」
- 「GRI基準」、「ESRS」等

どちらの可能性もある

適用可能性を考慮した結果開示しない指標

開示する指標

1 (一般32(1))
SSBJ基準が要求している指標 (GHG排出量等)

2 (一般34)
適用可能性を考慮した結果、開示する指標

3 (一般32(2)) **企業が用いている指標**

これらには、企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを含めなければならない (一般33)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

産業横断的指標等

- **産業横断的指標等** (気候基準第46項)
  - **次の事項を開示しなければならない**
    - **(1) 温室効果ガス排出**
    - **(2) 気候関連の移行リスク**
    - **(3) 気候関連の物理的リスク**
    - **(4) 気候関連の機会**
    - **(5) 資本投下**
    - **(6) 内部炭素価格**
    - **(7) 報酬**
- **産業別の指標** (気候基準第86項)
- **その他の気候関連の指標** (気候基準第87項から第91項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

温室効果ガス排出の絶対総量の開示

SSBJ

- 当報告期間中に生成した温室効果ガス排出の**絶対総量**について、次の事項を開示しなければならない (気候基準第47項)

  (1) **スコープ1**温室効果ガス排出
  (2) **スコープ2**温室効果ガス排出
  (3) **スコープ3**温室効果ガス排出

  - 上記(1)から(3)の**それぞれの絶対総量**が**大きい**場合、**千メートル・トン**(kt(e))**百万メートル・トン**(Mt(e))、**十億メートル・トン**(Gt(e))のいずれかの単位を用いて表示することが**できる**（ただし、それぞれの温室効果ガス排出量について、**同じ単位**を用いなければならない） (気候基準第48項)

- 以下の**7種類**の温室効果ガスを**CO_2相当量に集約**しなければならない (気候基準第65項)

二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、三フッ化窒素(NF_3)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF_6)

経過措置

最初の年次報告期間は、**スコープ3温室効果ガス排出**を**開示しない**ことができる

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

温室効果ガス排出の測定方法

- **温室効果ガス排出は、GHGプロトコル(2004年)に従って測定しなければならない** (気候基準第49項)
- **ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、異なる測定方法を要求している場合（例：日本における温対法※）当該測定方法を用いることができる** (気候基準第49項)

経過措置

基準を適用する最初の年次報告期間の直前の年次報告期間において、上記(GHGプロトコル(2004年)又は法域の当局若しくは企業が上場する取引所が要求している方法)**以外の測定方法を用いていた場合、基準を適用する最初の年次報告期間においてのみ、当該測定方法を用いることができる**

※本資料では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」を「温対法」と表記している。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告

- GHGプロトコル(2004年)以外の測定方法（例えば**温対法**）により測定した温室効果ガス排出量を、SSBJ基準の開示の数値として報告することを選択（条件あり）した場合、温対法の報告のための**算定期間**がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の**報告期間**と**異なる場合**がある
- SSBJ基準は、**サステナビリティ関連財務開示**が、**関連する財務諸表**と**同じ報告期間を対象とすることを要求**している

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告

SSBJ

- GHGプロトコル(2004年)以外の測定方法を選択したかどうかにかかわらず、**温室効果ガス排出量**の報告のための**算定期間**は、**サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間を対象とする**

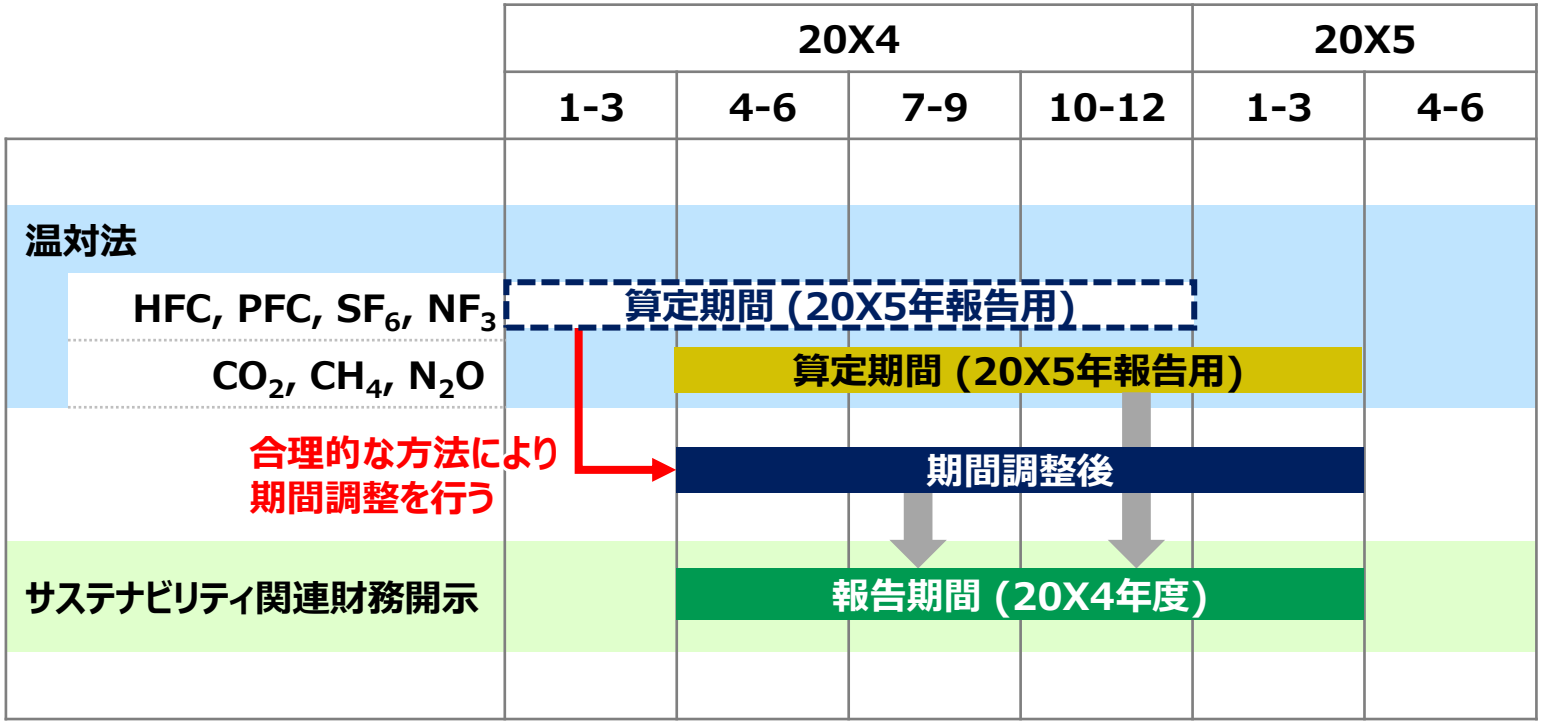

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

温室効果ガス排出の測定アプローチ

SSBJ

- **GHGプロトコル(2004年)に従って測定するにあたり、報告企業に含める温室効果ガス排出の範囲を決定する方法について、次のうち１つを選択し、選択した測定アプローチ等を開示しなければならない** (気候基準第60項及び第61項)
  - **持分割合アプローチ**
    子会社等の投資先の温室効果ガス排出量のうち、**持分割合相当**を報告企業の温室効果ガス排出量に含める測定アプローチ
  - **経営支配力アプローチ**
    子会社等の投資先の意思決定機関に対する支配力を通じて、当該**投資先の経営方針を決定する力を持つ場合**、持分割合によらず、当該投資先の温室効果ガス排出量の**100%**を報告企業の温室効果ガス排出量に含める測定アプローチ
  - **財務支配力アプローチ**
    子会社等の投資先の活動から経済的利益を得る目的で、契約等により当該**投資先の財務方針を決定する力を持つ場合**、持分割合によらず、**経済的実質を反映する割合**において当該投資先の温室効果ガス排出量を報告企業の温室効果ガス排出量に含める測定アプローチ
- **GHGプロトコル(2004年)とは異なる方法を用いて測定するにあたり、適用した測定アプローチ等を開示しなければならない** (気候基準第62項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

有価証券報告書における開示

SSBJ

有価証券報告書

第一部　企業情報
- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
  1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
  2. **サステナビリティに関する考え方及び取組**
  3. 事業等のリスク
  4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
  5. 重要な契約等
  6. 研究開発活動
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
- 第5　経理の状況
  1. 連結財務諸表等
  2. 財務諸表等
- 第6　提出会社の株式事務の概要
- 第7　提出会社の参考情報

第二部　提出会社の保証会社当の情報

2. サステナビリティに関する考え方及び取組

(1) サステナビリティ関連財務開示
1. サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
2. ガバナンス
3. 戦略
4. リスク管理
5. **指標及び目標**
6. 後発事象

(2) 人的資本に関する開示

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

「指標及び目標」の構成（作成要領43頁から84頁）

5．指標及び目標

（気候関連）

① 温室効果ガス排出
　温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示
　温室効果ガス排出に関する開示

② 気候関連の移行リスクに関する開示

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示

④ 気候関連の機会に関する開示

⑤ 資本投下に関する開示

⑥ 内部炭素価格に関する開示

⑦ 報酬に関する開示

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示

Ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

→ **気候関連の指標及び目標**

（○○○○関連）

① 指標

② 目標

→ **気候以外のサステナビリティ関連の指標及び目標**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

温室効果ガス排出

SSBJ

作成要領における記載事例の前提

- 報告企業は**国内及び海外**に拠点を有している
- **主要な国内拠点**は**温対法の対象**となっている。このため、これらの国内拠点の**スコープ1温室効果ガス排出及びスコープ2温室効果ガス排出**については、気候基準第49項ただし書きに従い、**温対法に基づき測定した温室効果ガス排出量**を用いて測定する
- **温対法の対象となっていない国内拠点**及び**海外拠点のスコープ1温室効果ガス排出及びスコープ2温室効果ガス排出**、並びに**報告企業全体のスコープ3温室効果ガス排出**については、気候基準第49項本文に従い、**GHGプロトコル(2004年)**に従って測定する
- 上記いずれの場合においても、**見積りの方法**に基づき温室効果ガス排出を測定する
- 最初の年次報告期間において、スコープ3温室効果ガス排出を開示しないことができるとする経過措置を適用せず、スコープ3温室効果ガス排出について開示することとした事例を掲載している

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示

- 温室効果ガス排出の**測定アプローチ**
- 温室効果ガス排出の**測定方法**

「温室効果ガス排出の測定アプローチ」の記載事例 （作成要領43頁）

（温室効果ガス排出の測定アプローチ）
　当社グループは、温対法に基づき温室効果ガス排出を測定するにあたり、（測定アプローチを適用した理由を記載する。）であるため、測定アプローチとして（適用した測定アプローチを記載する。）を用いている。当該アプローチは、（どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているかを記載する。）。
　また、当社グループは、「GHGプロトコル（2004年）」に基づき温室効果ガス排出を測定するにあたり、（測定アプローチを選択した理由を記載する。）であるため、測定アプローチとして○○○○アプローチを用いている。当該アプローチは、（どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているかを記載する。）。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

温室効果ガス排出の測定方法に関する開示

SSBJ

- **温室効果ガス排出の測定方法に関して、次の事項を開示しなければならない**
  (気候基準第63項)
  - **温室効果ガス排出の測定方法**
    - **直接測定の場合**

      排出量 ＝（構成ガスの）排出量×地球温暖化係数

      - **排出量に関する情報**
      - **測定にあたって報告企業が置いた仮定**
    - **見積りの場合**

      排出量 ＝ 活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数

      - **活動量及び排出係数に関する情報**
      - **測定にあたって報告企業が置いた仮定**
  - **測定方法について開示した各項目を選択した理由**
  - **当報告期間において測定方法を変更した場合、その変更の内容及び変更の理由**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「スコープ1温室効果ガス排出の測定方法」の記載事例（作成要領45頁）

（温室効果ガス排出の測定方法）

当社グループは、次の方法により温室効果ガス排出を測定している。

(a) スコープ1温室効果ガス排出

当社グループにおけるスコープ1温室効果ガス排出の発生要因は、主に　　（スコープ1温室効果ガス排出の発生要因を記載する。）　　である。

温対法の対象となっている当社グループ国内拠点は、温対法に基づき、当連結会計年度における　　（活動量）　　に、当連結会計年度末において入手可能な環境省の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」における排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきスコープ1温室効果ガス排出を測定している。

また、温対法の対象となっていない当社グループ国内拠点は、「GHGプロトコル（2004年）」に基づき、当連結会計年度における　　（活動量）　　に、当連結会計年度末において入手可能な環境省の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」における排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきスコープ1温室効果ガス排出を測定している。

さらに、当社グループ海外拠点は、「GHGプロトコル（2004年）」に基づき、当連結会計年度における　　（活動量）　　に、原則として当連結会計年度末において入手可能な各国法規等の固有の排出係数を乗じ、固有の排出係数を把握できない場合は、当連結会計年度末において入手可能な国際エネルギー機関（IEA）の国別排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきスコープ1温室効果ガス排出を測定している。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

温室効果ガス排出（スコープ1及びスコープ2）

- **スコープ1温室効果ガス排出及びスコープ2温室効果ガス排出は、次の情報に分解して開示しなければならない** (気候基準第52項)
  - **連結会計グループ (親会社及びその連結子会社)**
  - **その他の投資先 (関連会社、共同支配企業及び非連結子会社が含まれる)**
- **スコープ2温室効果ガス排出について、次の情報を開示しなければならない**

  (1) ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量 (気候基準第53項)

  (2) (1)に加え (気候基準第54項)
  - **主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合、当該契約証書に関する情報**
  - **ただし、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量に代えることができる**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「スコープ別の内訳に関する情報」の記載事例（作成要領53頁）

[マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することを選択した場合]

（単位：t-CO_2e）

		当連結会計年度
スコープ1温室効果ガス排出		X,XXX
スコープ2温室効果ガス排出	ロケーション基準	X,XXX
	マーケット基準	X,XXX
スコープ3温室効果ガス排出		XXX,XXX

[マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示しないことを選択した場合]

（単位：t-CO_2e）

	当連結会計年度
スコープ1温室効果ガス排出	X,XXX
スコープ2温室効果ガス排出（ロケーション基準）	X,XXX
スコープ3温室効果ガス排出	XXX,XXX

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出の測定方法」の記載事例（作成要領47頁）

(b) スコープ2温室効果ガス排出

当社グループにおけるスコープ2温室効果ガス排出の発生要因は、主に電力の使用である。

・ロケーション基準

温対法の対象となっている当社グループ国内拠点は、温対法に基づき、当連結会計年度における電力消費量に、当連結会計年度末において入手可能な環境省の「電気事業者別排出係数」における全国平均係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出を測定している。

また、温対法の対象となっていない当社グループ国内拠点は、「GHGプロトコル（2004年）」に基づき、当連結会計年度における各拠点の電力消費量に、当連結会計年度末において入手可能な環境省の「電気事業者別排出係数」における全国平均係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出を測定している。

さらに、当社グループ海外拠点は、「GHGプロトコル（2004年）」に基づき、当連結会計年度における各拠点の電力消費量に、原則として当連結会計年度末時点で公表されている各国法規等の固有の排出係数を乗じ、固有の排出係数を把握できない場合は、当連結会計年度末において入手可能な国際エネルギー機関（IEA）の国別排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出を測定している。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「契約証書に関する情報」の記載事例（作成要領47頁）

[契約証書に関する情報を開示することを選択した場合]

当社グループは、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量に加え、契約証書に関する情報を開示することを選択している。

・契約証書に関する情報
当社グループは、○○○○が発行する契約証書について、（契約証書に関する情報を記載する。）。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出の測定方法」の記載事例（作成要領47頁）

[マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することを選択した場合]

当社グループは、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量に加え、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することを選択している。

・マーケット基準

温対法の対象となっている当社グループ国内拠点は、温対法に基づき、当連結会計年度における電力契約ごとの電力使用量に、当連結会計年度末において入手可能な環境省の「電気事業者別排出係数」における電力契約ごとの排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきマーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出を測定している。

また、温対法の対象となっていない当社グループ国内拠点及び当社グループ海外拠点は、「GHGプロトコル（2004年）」に基づき、当連結会計年度における電力契約ごとの電力使用量に、原則として当連結会計年度の電力契約ごとの排出係数を乗じ、電力契約ごとの排出係数を把握できない場合は、当連結会計年度末において入手可能な国際エネルギー機関（IEA）の国別排出係数を乗じることにより、見積りの方法に基づきマーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出を測定している。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

測定方法ごとの温室効果ガス排出量の開示

- GHGプロトコル(2004年)とは**異なる方法**により**測定**することを**選択**し、かつ、GHGプロトコル(2004年)とは異なる方法により測定した**温室効果ガス排出量に重要性がある場合**、絶対総量に加え、その**内訳**として次の情報に**分解**して開示しなければならない (気候基準第50項)
  - **GHGプロトコル(2004年)**により測定した温室効果ガス排出量
  - GHGプロトコル(2004年)とは**異なる方法**により測定した温室効果ガス排出量
- GHGプロトコル(2004年)とは**異なる方法**が**複数の法域の法令又は企業が上場する取引所の規則に関するもの**である場合、特定の法域の法令又は企業が上場する取引所の規則が要求する方法により測定した温室効果ガス排出量が**単独で重要性がある**ときは、当該方法の**それぞれ**について、**GHGプロトコル(2004年)とは異なる方法**により測定した温室効果ガス排出量として開示する温室効果ガス排出量を**区分して開示**しなければならない (気候基準第51項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「測定方法別の内訳に関する情報」の記載事例（作成要領53頁）

（単位：t-CO_2e）

		当連結会計年度			
		「GHGプロトコル（2004年）」により測定した温室効果ガス排出量	「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量		合　計
			温対法に基づく温室効果ガス排出量	○国○法に基づく温室効果ガス排出量	
スコープ1温室効果ガス排出		XX	X,XXX	XX	X,XXX
スコープ2温室効果ガス排出	ロケーション基準	XX	X,XXX	XX	X,XXX
	マーケット基準	XX	X,XXX	XX	X,XXX
スコープ3温室効果ガス排出		XXX,XXX	–	XXX	XXX,XXX

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

スコープ3温室効果ガス排出の測定

- スコープ3温室効果ガス排出の測定に使用する測定アプローチ並びに測定にあたって用いる要素及び仮定を選択するにあたり、**合理的で裏付け可能な情報**を用いなければならない (気候基準第69項)

- 利用可能なデータのうち、スコープ3温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定に組み込むものは、次に従い決定しなければならない (気候基準第70項及び別紙B)
  - **直接測定によるデータ**がある場合には、見積りによるデータよりも優先しなければならない
  - **1次データ**がある場合には、2次データよりも優先しなければならない
  - バリュー・チェーンにおける**活動**及び温室効果ガス排出が行われた**法域**、並びに当該**活動を遂行する方法**を**忠実に表現する適時のデータ**がある場合には、そうではないデータよりも優先しなければならない
  - **検証されたデータ**がある場合には、検証されていないデータよりも優先しなければならない

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「スコープ3温室効果ガス排出の測定方法」の記載事例 （作成要領49頁）

(c) スコープ3温室効果ガス排出

当社グループは、スコープ3温室効果ガス排出について、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に定めるスコープ3カテゴリーごとに分類し、「GHGプロトコル（2004年）」に基づき、次の活動量及び排出係数を用いて見積りの方法に基づき測定している。

	活動量	排出係数
カテゴリーXX：○○○○		
カテゴリーXX：○○○○		
カテゴリーXX：○○○○		
・・・・・・		

スコープ3温室効果ガス排出の測定に含めていないカテゴリーについて、活動量及び排出係数を記載する必要はないと考えられる

この際、サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」における「スコープ3測定フレームワーク」に従い、（利用可能なデータのうち、スコープ3温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定に組み込むデータを決定した方法を記載する。）のように組み込むデータを決定している。

また、（1次データを使用した範囲）については1次データを使用しており、（検証されたデータを使用した範囲）については検証されたデータを使用している。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

特定の状況における異なる算定期間の情報の使用

- **バリュー・チェーン上の各企業から入手**した情報の**算定期間が報告企業の報告期間と異なる**場合で、次のすべての要件を満たすときは、当該情報を使用することができる (気候基準第64項)
  - 過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の**最も直近のデータ**を使用する
  - バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の**算定期間の長さ**が、報告企業の報告期間の長さと**同じ**である
  - バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の末日と、報告企業の一般目的財務報告書の報告期間の末日との間に**発生した**、報告企業の**温室効果ガス排出**に関連する**重大な事象又は状況の重大な変化**がある場合、その**影響を開示する**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

特定の状況における異なる算定期間の情報の使用

SSBJ

重大な事象　**状況の重大な変化**

例えば・・・

- **企業のバリュー・チェーンにおける重大な変化**
  - ➡ 企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、温室効果ガス排出を著しく変化させるような変更を行うなど
- **企業のビジネス・モデル、活動又は企業構造の重大な変化**
  - ➡ 企業のバリュー・チェーンを拡張する合併又は買収など
- **サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーの重大な変化**
  - ➡ 企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、企業が予想していなかった新しい規制の導入の影響を受けるなど

▶ **影響を開示**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「温室効果ガス排出の算定期間」の記載事例（作成要領51頁）

（温室効果ガス排出の算定期間）

当社グループは、当連結会計年度（○年○月○日から○年○月○日まで）を算定期間として温室効果ガス排出を測定している。

[バリュー・チェーン上の企業の温室効果ガス排出について異なる算定期間の情報を使用している場合]
（本文に追記）
当社グループは、バリュー・チェーン上の企業から、直接、温室効果ガス排出に関する情報を入手している。このうち、一部の情報については、当社グループの連結会計年度とは異なる算定期間を対象としている。当該情報は、サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」第64項に定める要件をすべて満たしていることから、当社グループは、温室効果ガス排出に関する情報を作成するにあたり、当該情報を用いている。

[バリュー・チェーン上の企業から入手した情報の算定期間の末日と当連結会計年度末との間に、報告企業の温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化がある場合]
（本文に追記）
ここで、バリュー・チェーン上の企業から入手した情報の算定期間の末日と当連結会計年度末との間に、（当社グループの温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化を記載する。）が生じている。これにより、（重大な事象又は状況の重大な変化の影響を記載する。）。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

測定方法別の内訳に関する情報

- GHGプロトコルのスコープ3基準(2011年)に記述されている**スコープ3カテゴリー**に従い、**カテゴリー別に分解**して開示しなければならない (気候基準第55項)

スコープ3カテゴリーにおける、カテゴリーの名称

上流		下流	
1	購入した財及びサービス	9	下流の輸送及び流通
2	資本財	10	販売した製品の加工
3	スコープ1温室効果ガス排出又はスコープ2温室効果ガス排出に含まれない燃料及びエネルギー関連の活動	11	販売した製品の使用
4	上流の輸送及び流通	12	販売した製品の廃棄処理
5	事業において発生した廃棄物	13	下流のリース資産
6	出張	14	フランチャイズ
7	従業員の通勤	15	投資
8	上流のリース資産		

- GHGプロトコル(2004年)とは異なる方法により測定し、**15のカテゴリー別に分解して開示できない**場合、報告企業の活動に関連する**カテゴリーの名称**を開示しなければならない (気候基準第56項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「スコープ3温室効果ガス排出の内訳に関する情報」の記載事例（作成要領55頁）

（単位：t-CO_2e）

	当連結会計年度
カテゴリーXX：○○○○	XXX,XXX
カテゴリーXX：○○○○	XXX,XXX
カテゴリーXX：○○○○	XX,XXX
・・・・・・	・・・・・・
合　計（スコープ3温室効果ガス排出）	XXX,XXX

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報 (1/3)

SSBJ

- **次の1つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッション** (報告企業が行った投資及び融資に関連して、投資先又は相手方による温室効果ガスの総排出のうち、当該投資及び融資に帰属する部分) **に関する追加的な情報を開示しなければならない** (気候基準第57項)

  (1) 資産運用に関する活動
  (2) 商業銀行に関する活動
  (3) 保険に関する活動

- **上記(1)から(3)の活動を行う場合であっても、これらを業として営むことについて法令により規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる** (気候基準第58項)

- **ISSB基準には上記(1)から(3)の活動の定義がない**

  ➡ **SSBJ基準では、開示を行う企業の範囲を明確にするため、「産業別ガイダンス」の「産業の説明」を参考に、(1)から(3)の活動の定義を示し、報告企業がこれらの活動を行っているかどうか判断するにあたり、当該定義を用いることができる** (気候基準第59項)

経過措置

最初の年次報告期間は、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる

ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報 (2/3)

SSBJ

- **商業銀行**又は**保険**に関する活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の一部として、**報告期間の末日において入手可能な、最新の「世界産業分類基準」（GICS）の6桁の産業レベルのコード**を用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーを開示しなければならない (気候基準C5項及びC6項)

  - **SSBJ基準**では、報告期間の末日において入手可能な、最新のGICSの6桁の産業レベルのコードを用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーに関する情報は、**当面の間**、**開示しないことができる** (気候基準C7項)
    - 開示しない取扱いを適用した場合、**その旨を開示しなければならない** (気候基準C7項)
    - 当面の取扱いを適用した場合、その後の報告期間において比較情報として情報を表示するにあたり、産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーに関する情報の**比較情報を開示しないことができる（その旨も開示）** (気候基準C8項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報 (3/3)

- 2025年3月期有価証券報告書において**ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報**を開示するのは、**次のすべての条件を満たす企業**と考えられる
  - **任意**でSSBJ基準に従った開示を行うことを選択する
  - ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が要求される、**資産運用**に関する活動、**商業銀行**に関する活動又は**保険**に関する活動を行っている
  - 気候基準を適用する最初の年次報告期間において**ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことを認める経過措置**（気候基準第105項(2)）を**適用しない**ことを選択する

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報」の記載事例（作成要領57頁）

資産運用

当社グループは、（ファイナンスド・エミッションを算定するために用いた方法）。

（単位：t-CO_2e）

	当連結会計年度
ファイナンスド・エミッション	
スコープ1温室効果ガス排出	XX,XXX
スコープ2温室効果ガス排出	XX,XXX
スコープ3温室効果ガス排出	XXX,XXX
合　計	XXX,XXX
ファイナンスド・エミッションに関連する運用資産残高の総額(A)	XXX,XXX 百万円
当社グループの運用資産残高の総額に対する(A)の割合	XX%(*1)

(*1) 当社グループの運用資産残高の総額のX%は、（ファイナンスド・エミッションに関連する資産に含めていない資産の種類及び関連する運用資産残高の金額）であり、ファイナンスド・エミッションの算定から除外している。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報」の記載事例（作成要領61頁）

商業銀行及び保険（当面の取扱いを適用しない場合）

産業別・資産クラス別の内訳

（単位：t-CO_2e）

融　資	当連結会計年度				
	ファイナンスド・エミッション				グロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）
	スコープ1 温室効果ガス排出	スコープ2 温室効果ガス排出	スコープ3 温室効果ガス排出	温室効果ガス排出の合計	
A産業（1XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
B産業（1XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
Y産業（6XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
Z産業（6XXXXX）	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
合　計	XX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX 百万円

プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントに関する開示についても、上記の融資に関する開示の記載事例を参考に作成することが考えられる

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報」の記載事例（作成要領61頁）

商業銀行及び保険（当面の取扱いを適用する場合）

［気候基準第 105 項(2)に定める経過措置を適用せず、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示することを選択するものの、気候基準 C7 項の当面の取扱いは適用する場合］

資産クラス別の内訳

（単位：t-CO_2e）

	当連結会計年度				
	ファイナンスド・エミッション				グロス・エクスポージャー（貸倒引当金控除前）
	スコープ 1 温室効果ガス排出	スコープ 2 温室効果ガス排出	スコープ 3 温室効果ガス排出	温室効果ガス排出の合計	
融資	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
プロジェクト・ファイナンス	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
債券	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
株式投資	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
未実行のローン・コミットメント	X,XXX	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX 百万円
合　計	XX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX 百万円

本サステナビリティ関連財務開示は、サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」C7 項に基づき、産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報は開示していない。

※プロジェクト・ファイナンスの開示が求められるのは商業銀行のみ

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候関連のリスク及び機会に関する開示 (1/4)

SSBJ

- **産業横断的指標等** (気候基準第46項)
  - **次の事項を開示しなければならない**
    - (1) 温室効果ガス排出
    - (2) 気候関連の移行リスク
    - (3) 気候関連の物理的リスク
    - (4) 気候関連の機会
    - (5) 資本投下
    - (6) 内部炭素価格
    - (7) 報酬
- **産業別の指標** (気候基準第86項)
- **その他の気候関連の指標** (気候基準第87項から第91項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候関連のリスク及び機会に関する開示 (2/4)

SSBJ

気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会

- 気候関連の**移行リスク**に対して**脆弱な資産又は事業活動**に関し、**少なくとも次のいずれか**を開示しなければならない

  気候関連の**物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動**及び気候関連の**機会と整合した資産又は事業活動**についても同様
  (気候基準第79項から第81項)

  - 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の**数値及びパーセンテージ**
  - 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の**規模に関する情報**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候関連のリスク及び機会に関する開示 (3/4)

SSBJ

- **「移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」**については、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、**その範囲を画定するための考え方を企業が整理**したうえで、当該考え方に従って開示の対象を決定することが考えられる

- このようにした場合、「移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」に**どのようなものが含まれるのかに関しても、あわせて開示**することが考えられる（気候基準BC187項からBC189項）

- この点、気候基準では、気候関連の移行リスクに対して脆弱である旨及びその理由を開示することを求める定めはないが、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにするという開示目的（気候基準第43項）を達成するため、**気候関連の移行リスクに対して脆弱である旨及びその理由を開示**することが考えられる

- 上記については、気候関連の**物理的リスク**及び気候関連の**機会**に関する開示についても同様である

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候関連のリスク及び機会に関する開示 (4/4)

SSBJ

- 気候関連のリスク及び機会に関する開示において、**規模に関する情報**を開示する場合、**定性的情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認める**ことが適切と考えられる
  - 例えば、これまで任意に行われてきたサステナビリティ開示の実態を踏まえ、開示対象となる資産又は事業活動の規模について、企業において**定量的な範囲を定め**、当該**範囲に関する説明とともに「大」「中」「小」のように表現した情報を開示**することが考えられる（気候基準BC186項）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「指標及び目標」の構成（作成要領43頁から84頁）

5. 指標及び目標

（気候関連）

① 温室効果ガス排出

温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示

温室効果ガス排出に関する開示

② 気候関連の移行リスクに関する開示

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示

④ 気候関連の機会に関する開示

⑤ 資本投下に関する開示

⑥ 内部炭素価格に関する開示

⑦ 報酬に関する開示

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示

Ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

（○○○○関連）

① 指標

② 目標

→ **気候関連の指標及び目標**

→ **気候以外のサステナビリティ関連の指標及び目標**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「気候関連の移行リスクに関する開示」の記載事例（作成要領67頁）

② 気候関連の移行リスクに関する開示

当社グループにおける（気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動）は、（気候関連の移行リスクに対して脆弱である旨及びその理由について記載する。）である。

[気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産の金額及びパーセンテージを開示する場合]

	当連結会計年度
・・・の資産の金額 （・・・に対するパーセンテージ）	X,XXX百万円 （X.XX%）

[気候関連の移行リスクに対して脆弱な事業活動の規模に関する情報を開示する場合]

・・・に関する事業活動の規模は、（規模に関する情報）。

気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会に関する開示についても、上記の気候関連の移行リスクの記載事例を参考にすることが考えられる

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

資本投下に関する開示 (1/2)

SSBJ

- **産業横断的指標等** (気候基準第46項)
  - **次の事項を開示しなければならない**
    - (1) 温室効果ガス排出
    - (2) 気候関連の移行リスク
    - (3) 気候関連の物理的リスク
    - (4) 気候関連の機会
    - **(5) 資本投下**
    - (6) 内部炭素価格
    - (7) 報酬
- **産業別の指標** (気候基準第86項)
- **その他の気候関連の指標** (気候基準第87項から第91項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

資本投下に関する開示 (2/2)

- 気候関連のリスク及び機会に投下された**資本的支出、ファイナンス又は投資の数値**を開示しなければならない (気候基準第82項)
- **「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」**については、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、**その範囲を画定するための考え方を企業が整理**したうえで、当該考え方に従って開示の対象を決定することが考えられる
- このようにした場合、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」に**どのようなものが含まれるのかに関しても、あわせて開示**することが考えられる（気候基準BC192項からBC194項）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「指標及び目標」の構成（作成要領43頁から84頁）

5. 指標及び目標

（気候関連）

① 温室効果ガス排出

温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示

温室効果ガス排出に関する開示

② 気候関連の移行リスクに関する開示

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示

④ 気候関連の機会に関する開示

⑤ 資本投下に関する開示

⑥ 内部炭素価格に関する開示

⑦ 報酬に関する開示

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示

Ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

→ **気候関連の指標及び目標**

（○○○○関連）

① 指標

② 目標

→ **気候以外のサステナビリティ関連の指標及び目標**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「資本投下に関する開示」の記載事例（作成要領69頁）

⑤ 資本投下に関する開示

当社グループは、当連結会計年度において、（気候関連のリスク及び機会）に対して、（投下された資本的支出、ファイナンス又は投資について説明する。）。

	当連結会計年度
・・・・・・の金額	X,XXX百万円

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

内部炭素価格に関する開示 (1/2)

SSBJ

- **産業横断的指標等** (気候基準第46項)
  - **次の事項を開示しなければならない**
    - (1) 温室効果ガス排出
    - (2) 気候関連の移行リスク
    - (3) 気候関連の物理的リスク
    - (4) 気候関連の機会
    - (5) 資本投下
    - **(6) 内部炭素価格**
    - (7) 報酬
- **産業別の指標** (気候基準第86項)
- **その他の気候関連の指標** (気候基準第87項から第91項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

内部炭素価格に関する開示 (2/2)

- 内部炭素価格を**意思決定**に用いている場合、次の事項に関する情報を開示しなければならない (気候基準第83項)
  - (1) 内部炭素価格の**適用方法**
    （例：投資判断、移転価格及びシナリオ分析）
  - (2) 温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている**内部炭素価格**
    （温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す）
- 内部炭素価格を**意思決定に用いていない場合**、**その旨** (気候基準第83項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「指標及び目標」の構成（作成要領43頁から84頁）

5. 指標及び目標

（気候関連）

① 温室効果ガス排出

温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示

温室効果ガス排出に関する開示

② 気候関連の移行リスクに関する開示

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示

④ 気候関連の機会に関する開示

⑤ 資本投下に関する開示

⑥ 内部炭素価格に関する開示

⑦ 報酬に関する開示

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示

Ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

→ **気候関連の指標及び目標**

（○○○○関連）

① 指標

② 目標

→ **気候以外のサステナビリティ関連の指標及び目標**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「内部炭素価格に関する開示」の記載事例 （作成要領71頁）

⑥ 内部炭素価格に関する開示

当社グループは、新規プロジェクトに対する投資判断を行うにあたり、当該プロジェクトから生じる温室効果ガス排出を評価項目の1つとしており、基準となる内部炭素価格を設定し、評価を行っている[内部炭素価格の適用方法]。

（単位：円/t-CO_2e）

	当連結会計年度
温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格	X,XXX

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

報酬に関する開示 (1/2)

- **産業横断的指標等** (気候基準第46項)
  - **次の事項を開示しなければならない**
    - (1) 温室効果ガス排出
    - (2) 気候関連の移行リスク
    - (3) 気候関連の物理的リスク
    - (4) 気候関連の機会
    - (5) 資本投下
    - (6) 内部炭素価格
    - **(7) 報酬**
- **産業別の指標** (気候基準第86項)
- **その他の気候関連の指標** (気候基準第87項から第91項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

報酬に関する開示 (2/2)

- 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、次の事項に関する情報を開示しなければならない (気候基準第84項)
  - (1) 気候関連の評価項目を役員報酬に**組み込む方法**
  - (2) 当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と**結び付いている部分の割合**

- 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、**他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており**、**気候関連の評価項目に係る部分**を**区分して識別できない場合**は、その旨を開示したうえで、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について(1)及び(2)の事項に関する情報を開示することができる (気候基準第85項)

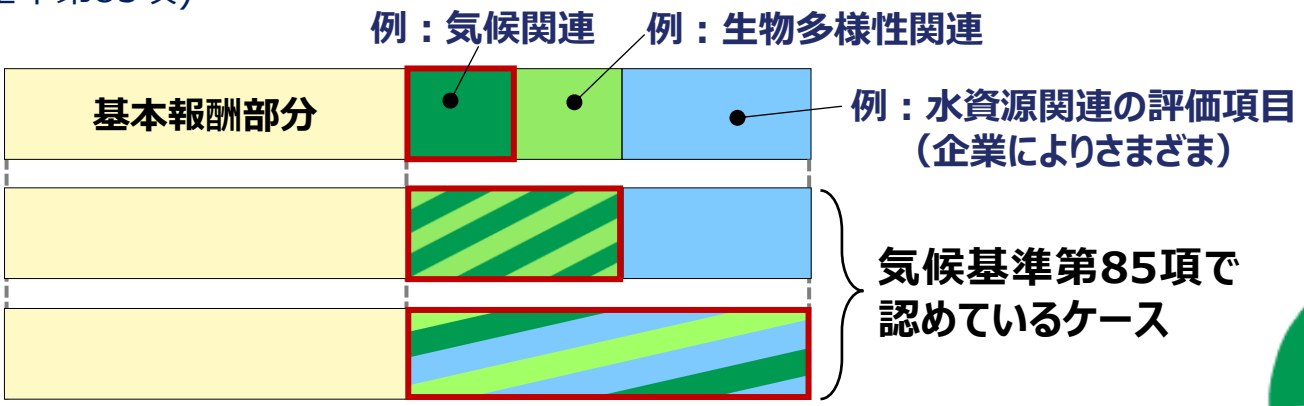

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「指標及び目標」の構成（作成要領43頁から84頁）

5. 指標及び目標

（気候関連）

① 温室効果ガス排出

温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示

温室効果ガス排出に関する開示

② 気候関連の移行リスクに関する開示

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示

④ 気候関連の機会に関する開示

⑤ 資本投下に関する開示

⑥ 内部炭素価格に関する開示

⑦ 報酬に関する開示

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示

Ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

→ **気候関連の指標及び目標**

（○○○○関連）

① 指標

② 目標

→ **気候以外のサステナビリティ関連の指標及び目標**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「報酬に関する開示」の記載事例（作成要領73頁）

⑦ 報酬に関する開示

当社グループは、脱炭素に向けた取組みを加速するため、温室効果ガス排出目標を設定し、その達成度合いを役員の業績評価項目の1つとしている[気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法]。

	当連結会計年度
当連結会計年度に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合	XX.X%

[気候関連の評価項目が他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合]

当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献することを目的して、役員の業績評価項目に環境・社会・ガバナンス（ESG）関連の評価項目を組み込んでいる[気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法]。気候関連の評価項目は、当該ESG関連の評価項目の一部に含まれているが、これを区分して識別することができない。

	当連結会計年度
当連結会計年度に認識された役員報酬のうち、ESG関連の評価項目と結び付いている部分の割合	XX.X%

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

産業別の指標

- 産業横断的指標等 (気候基準第46項)
  - 次の事項を開示しなければならない
    - (1) 温室効果ガス排出
    - (2) 気候関連の移行リスク
    - (3) 気候関連の物理的リスク
    - (4) 気候関連の機会
    - (5) 資本投下
    - (6) 内部炭素価格
    - (7) 報酬
- **産業別の指標** (気候基準第86項)
- その他の気候関連の指標 (気候基準第87項から第91項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

- **企業に関連する産業別の指標のうち、主なものを開示しなければならない**
  (気候基準第86項)
  - **産業別の指標の開示については、さまざまな記載方法が考えられるため、各社の状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられる**

- **「産業別の指標」の記載事例** (作成要領75頁)

[産業別の指標及び企業が作成した指標等を別個に開示する場合]

Ⓧ その他の気候関連の指標に関する開示

(単位：○○○)

	当連結会計年度
・・・・・・(*1)	XXX
・・・・・・(*2)	XXX
・・・・・・(*3)	XXX

(*1) ○○○○が公表する○○○○[サステナビリティ開示基準以外の情報源の名称]に基づく産業別の指標
(*2) 当社グループが作成した、(指標の定義)を表すための指標。当該指標は、(認証者の名称)による認証を受けた[絶対指標/相対指標/定性的指標]であり、その算出方法は(指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット)である。
(*3) ○○○○が公表する○○○○[サステナビリティ開示基準以外の情報源の名称]に基づく指標

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

その他の気候関連の指標の開示 (1/3)

SSBJ

- 産業横断的指標等 (気候基準第46項)
  - 次の事項を開示しなければならない
    - (1) 温室効果ガス排出
    - (2) 気候関連の移行リスク
    - (3) 気候関連の物理的リスク
    - (4) 気候関連の機会
    - (5) 資本投下
    - (6) 内部炭素価格
    - (7) 報酬
- 産業別の指標 (気候基準第86項)
- **その他の気候関連の指標** (気候基準第87項から第91項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

その他の気候関連の指標の開示 (2/3)

- **開示目的を達成するため、次のものを測定し、モニタリングするために企業が用いている指標を開示しなければならない**
  (気候基準第87項)
  - **識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会**
  - **識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

その他の気候関連の指標の開示 (3/3)

- SSBJ基準以外の**情報源から得た気候関連の指標**を開示する場合、当該**情報源及びその得た指標**を開示しなければならない (気候基準第88項)
- 企業が**作成した指標**を開示する場合、次の事項を開示しなければならない (気候基準第89項)
  - 指標の定義
  - 絶対指標、相対指標又は定性的指標のいずれか
  - 第三者による指標の認証に関する情報（認証者の名称など）
  - 指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット（用いた算定方法の限界及び置いた重大な仮定を含む）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候以外のサステナビリティ関連の指標に関する開示（1/2）

- **リスク及び機会のそれぞれ**について、次の事項を開示しなければならない
  (一般基準第32項)
  - 適用される**SSBJ基準が要求している指標**
    - 具体的に適用される定めがSSBJ基準に存在しない場合、**適用基準**の**ガイダンスの情報源の定め**を適用して**指標を識別**する
  - 次のものを測定し、モニタリングするために**企業が用いている指標**
    - 識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会
    - 識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス
- 企業に関連する**産業別の指標**のうち、**主なもの**を含めなければならない
  (一般基準第33項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候以外のサステナビリティ関連の指標に関する開示（2/2）

SSBJ

- SSBJ基準以外の**情報源から得た指標**を開示する場合、当該**情報源及びその得た指標**を開示しなければならない (一般基準第35項)
- 企業が**作成した指標**を開示する場合、次の事項を開示しなければならない (一般基準第36項)
  - 指標の定義
  - 絶対指標、相対指標又は定性的指標のいずれか
  - 第三者による指標の認証に関する情報（認証者の名称など）
  - 指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット（用いた算定方法の限界及び置いた重大な仮定を含む）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

指標の報告のための算定期間が異なる場合

- 企業が活動する法域の**法令の要請により指標を報告することが要求**されており、当該指標の報告のための**算定期間**がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の**報告期間**と**異なる場合**がある（例えば**温対法**）

- SSBJ基準は、**サステナビリティ関連財務開示**が、**関連する財務諸表**と**同じ報告期間を対象とすることを要求**している (適用基準第68項)

  ➡ **指標の報告のための算定期間**も、**サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間を対象**とする (適用基準BC134項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「指標及び目標」の構成（作成要領43頁から84頁）

5. 指標及び目標

（気候関連）

① 温室効果ガス排出

温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示

温室効果ガス排出に関する開示

② 気候関連の移行リスクに関する開示

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示

④ 気候関連の機会に関する開示

⑤ 資本投下に関する開示

⑥ 内部炭素価格に関する開示

⑦ 報酬に関する開示

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示

Ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

→ 気候関連の指標及び目標

（○○○○関連）

① 指標

② 目標

→ **気候以外のサステナビリティ関連の指標及び目標**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「気候以外のサステナビリティ関連の指標」の記載事例（作成要領81頁）

（○○○○関連）

① 指標

（単位：○○○）

	当連結会計年度
・・・・・・(*1)	XXX
・・・・・・(*2)	XXX
・・・・・・(*3)	XXX

(*1) ○○○○が公表する○○○○[サステナビリティ開示基準以外の情報源の名称]に基づく指標

(*2) ○○○○が公表する○○○○[サステナビリティ開示基準以外の情報源の名称]に基づく産業別の指標

(*3) 当社グループが作成した、（指標の定義）を表すための指標。当該指標は、（認証者の名称）による認証を受けた[絶対指標/相対指標/定性的指標]であり、その算出方法は（指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット）である。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

6 目標（指標及び目標）

開示項目（目標）

気候基準(気候準第44項、第92項、第98項等)	一般基準(一般基準第39項)
• **戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業が設定した目標**（該当がある場合） • **法令により満たすことが要求されている目標**（該当がある場合） • **これらの目標には、温室効果ガス排出目標が含まれる** ✓ **温室効果ガス排出の純量目標を開示する場合、関連する総量目標を別個に開示しなければならない**	• **戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業が設定した目標**（該当がある場合） • **法令により満たすことが要求されている目標**（該当がある場合）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候関連の目標

- **気候関連の目標** (気候基準第44項)
  - **戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業が設定した目標**（該当がある場合）
  - **法令により満たすことが要求されている目標**　（該当がある場合）
  - **これらの目標には温室効果ガス排出目標が含まれる** (気候基準第92項)
- **気候関連の目標は、企業が設定した目標又は法令により満たすことが要求されている目標がある場合に開示しなければならず、企業が気候関連の目標を設定していない場合には、設定することを求めていない** (気候基準第92項及びBC206項)
- **このため、開示のために新たに目標を定める必要はないと考えられる**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候関連の目標の開示 (1/2)

- **気候関連の目標がある場合、目標のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない** (気候基準第92項)
  - **目標を設定するために用いる指標**
  - **具体的な定量的又は定性的目標**
  - **目標の目的**
  - **目標が適用される企業の部分**
  - **目標が適用される期間**
  - **進捗が測定される基礎となる期間**
  - **マイルストーン及び中間目標の内容**（該当ある場合）
  - **絶対量目標と原単位目標のいずれか**（定量的目標である場合）
  - **気候変動に関する最新の国際協定をどのように反映したか**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候関連の目標の開示 (2/2)

SSBJ

- 気候関連の目標について、**目標のそれぞれを設定し、レビューするアプローチ**及び**目標のそれぞれに対する進捗をモニタリングする方法**に関する情報を開示しなければならない (気候基準第93項及び第94項)
  - 目標及び目標設定についての方法論が第三者によって認証されているかどうか
  - 目標を変更する必要がないかどうかを確認する企業のプロセス
  - 目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために用いる指標
  - 目標を変更した場合、その旨及びその内容
- 気候関連の目標のそれぞれについて、次の事項に関する情報を開示しなければならない (気候基準第95項)
  - 気候関連の目標のそれぞれに対する企業のパフォーマンス
  - 企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

温室効果ガス排出目標

- 気候関連の目標として**温室効果ガス排出目標**を開示する場合、前述の事項に加え、温室効果ガス排出目標のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない (気候基準第97項)
  - 7種類の温室効果ガスのうち、**温室効果ガス排出目標の対象**となっているもの
  - スコープ1、スコープ2及びスコープ3温室効果ガス排出のうち、**温室効果ガス排出目標の対象**となっているもの
  - 温室効果ガス排出目標は、**総量（グロス）目標**又は**純量（ネット）目標**のいずれによるものか
  - 温室効果ガス排出目標が**セクター別脱炭素アプローチ**を用いて算定されたかどうか
  - 温室効果ガス排出の純量目標がある場合、当該目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットに関する説明
- 温室効果ガス排出の純量目標を開示する場合、関連する**総量目標**を別個に開示しなければならない (気候基準第98項)

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「指標及び目標」の構成（作成要領43頁から84頁）

5. 指標及び目標

（気候関連）

① 温室効果ガス排出

温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示

温室効果ガス排出に関する開示

② 気候関連の移行リスクに関する開示

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示

④ 気候関連の機会に関する開示

⑤ 資本投下に関する開示

⑥ 内部炭素価格に関する開示

⑦ 報酬に関する開示

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示

Ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

（○○○○関連）

① 指標

② 目標

→ **気候関連の指標及び目標**

→ **気候以外のサステナビリティ関連の指標及び目標**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「温室効果ガス排出目標」の記載事例 （作成要領77頁）

[温室効果ガス排出目標がある場合]

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示

当社グループは、脱炭素に向けた取組みを加速するため[目標の目的]、スコープごとの温室効果ガス排出量を用いて[目標を設定するために用いる指標]温室効果ガス排出目標を設定している。
当社グループの温室効果ガス排出目標は、当社グループ全体を対象とした[目標が適用される企業の部分]純量（ネット）ベースの絶対量目標であり、パリ協定を踏まえた我が国の気候変動への取組みに沿って、20YY年度の中間目標として、温室効果ガス排出を20XX年度比[進捗が測定される基礎となる期間]XX%削減するとともに、長期的目標として20ZZ年度までに[目標が適用される期間]ネット・ゼロを達成するため[気候変動に関する最新の国際協定を目標にどのように反映したか]、CO2、CH4、N2O、HFCs、NF3、PFCs及びSF6の温室効果ガス[温室効果ガス排出目標の対象となっている温室効果ガス]に関するスコープ1温室効果ガス排出、スコープ2温室効果ガス排出（マーケット基準）及びスコープ3温室効果ガス排出の合計値に対して設定したものである。なお、セクター別脱炭素アプローチは用いていない。

	中間目標（20YY年度）	目標（20ZZ年度）
温室効果ガス排出目標	純量ベース：X,XXXt-CO_2e以下 総量ベース：X,XXXt-CO_2e以下	純量ベース：0t-CO_2e（ネット・ゼロ） 総量ベース：XXXt-CO_2e以下

上記目標は、目標設定についての方法論とともに、○○○○の認証を受けている。当社グループは、毎年、連結会計年度の期首に目標の変更要否について検討を行っている。また、当社グループは、目標に対する進捗を把握するため、20XX年度比の削減率を用いてモニタリングしている。
当連結会計年度における当該削減率は純量ベースでXX%及び総量ベースでXX%であり、その推移について（企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析）　　と分析している。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

温室効果ガス排出目標（カーボン・クレジット）

SSBJ

- 使用する計画があるカーボン・クレジットについて説明するにあたり、次の事項を開示しなければならない (気候基準第97項)
  - 温室効果ガス排出の純量目標を達成するために使用するカーボン・クレジットについて当該カーボン・クレジットに依拠する方法及び依拠する程度
  - 当該カーボン・クレジットが検証又は認証された第三者スキームの名称
  - カーボン・クレジットの種類。これには、次の事項に関する情報を含む
    - オフセットが自然に基づくもの又は技術に基づくもののいずれによるものか
    - オフセットが達成されるのは、炭素削減又は炭素除去のいずれによるものか
  - 使用する計画があるカーボン・クレジットの信頼性及び十全性を主要な利用者が理解するために必要なその他の要素（例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定）

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「温室効果ガス排出目標」（カーボン・クレジット）の記載事例（作成要領77頁）

当社グループは、20ZZ年度までに純量ベースの温室効果ガス排出目標を達成するため、カーボン・クレジットを使用することを計画している。

具体的には、　（カーボン・クレジットに依拠する方法及び依拠する程度、カーボン・クレジットが検証又は認証された第三者スキームの名称、カーボン・クレジットの種類、並びに使用する計画があるカーボン・クレジットの信頼性及び十全性を主要な利用者が理解するために必要なその他の要素）　。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「指標及び目標」の構成（作成要領43頁から84頁）

5. 指標及び目標

（気候関連）

① 温室効果ガス排出

温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示

温室効果ガス排出に関する開示

② 気候関連の移行リスクに関する開示

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示

④ 気候関連の機会に関する開示

⑤ 資本投下に関する開示

⑥ 内部炭素価格に関する開示

⑦ 報酬に関する開示

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示

Ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

→ **気候関連の指標及び目標**

（○○○○関連）

① 指標

② 目標

→ **気候以外のサステナビリティ関連の指標及び目標**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「その他の気候関連の目標に関する開示」の記載事例（作成要領79頁）

[温室効果ガス排出目標以外の気候関連の目標がある場合]

Ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

当社グループは、脱炭素に向けた取組みを加速するため[目標の目的]、再生可能エネルギー導入率を用いて[目標を設定するために用いる指標]目標を設定している。

当該目標は、当社グループ全体を対象とした[目標が適用される企業の部分]比率目標であり、パリ協定を踏まえた我が国の気候変動への取組みに沿って、20YY年度の中間目標として、温室効果ガス排出を20XX年度比[進捗が測定される基礎となる期間]XX%削減するとともに、長期的目標として20ZZ年度までに[目標が適用される期間]ネット・ゼロを達成するため[気候変動に関する最新の国際協定を目標にどのように反映したか]、設定したものである。

	中間目標（20YY年度）	目標（20ZZ年度）
再生可能エネルギー導入率	XX%	XX%

上記目標は、目標設定についての方法論とともに、○○○○の認証を受けている。当社グループは、毎年、連結会計年度の期首に目標の変更要否について検討を行っている。また、当社グループは、目標に対する進捗を把握するため、当社グループの○○○○委員会において、再生可能エネルギー導入率の実績値を用いてモニタリングしている。

当連結会計年度における再生可能エネルギー導入率はXX%であり、その推移について　　（企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析）　　と分析している。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候以外のサステナビリティ関連の目標 (1/2)

SSBJ

- **気候以外のサステナビリティ関連の目標** (一般基準第39項)
  - **戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業が設定した目標**（該当がある場合）
  - **法令により満たすことが要求されている目標**（該当がある場合）
- **目標は、企業が設定した目標又は法令により満たすことが要求されている目標がある場合に開示しなければならず、企業が目標を設定していない場合には、設定することを求めていない**（一般基準第39項、BC58項及びBC59項）
- **このため、開示のために新たに目標を定める必要はないと考えられる**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

気候以外のサステナビリティ関連の目標 (2/2)

SSBJ

- **気候以外のサステナビリティ関連の目標がある場合、目標のそれぞれについて、次の事項を開示しなければならない** (一般基準第39項)
  - **目標を設定するために用いる指標**
  - **具体的な定量的又は定性的目標**
  - **目標が適用される期間**
  - **進捗が測定される基礎となる期間**
  - **マイルストーン及び中間目標の内容**（該当がある場合）
  - **目標のそれぞれに対する企業のパフォーマンス**
  - **企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析**
  - **目標を変更した場合、その旨及びその内容**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考 作成要領

SSBJ

「指標及び目標」の構成（作成要領43頁から84頁）

5. 指標及び目標

（気候関連）

① 温室効果ガス排出

温室効果ガス排出の測定方法等に関する開示

温室効果ガス排出に関する開示

② 気候関連の移行リスクに関する開示

③ 気候関連の物理的リスクに関する開示

④ 気候関連の機会に関する開示

⑤ 資本投下に関する開示

⑥ 内部炭素価格に関する開示

⑦ 報酬に関する開示

⑧ 温室効果ガス排出目標に関する開示

Ⓧ その他の気候関連の目標に関する開示

→ 気候関連の指標及び目標

（○○○○関連）

① 指標

② 目標

→ 気候以外のサステナビリティ関連の指標及び目標

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「気候以外のサステナビリティ関連の目標」の記載事例（作成要領81頁）

[目標がある場合]

② 目標

当社グループは、○○○○するため[目標の目的]、○○○○を用いて[目標を設定するために用いる指標]目標を設定している。

当該目標は、当社グループ全体を対象とした[目標が適用される企業の部分]絶対指標であり、20YY年度の中間目標として、20XX年度比[進捗が測定される基礎となる期間]○%の増加、長期的目標として20ZZ年度までに[目的が適用される期間]○%の増加を目指すため、設定したものである。

	中間目標（20YY年度）	目標（20ZZ年度）
○○○○	XX%	XX%

当連結会計年度における○○○○はXX%であり、その推移について（企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析）と分析している。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

SSBJ

7 基本となる事項 – 後発事象

後発事象

- **報告期間の末日後、公表承認日まで**に報告期間の**末日現在**で**存在していた状況**について**情報を入手した場合**、新規の情報に照らして、当該情報に関連する**開示を更新**しなければならない (適用基準第71項)
- **報告期間の末日後、公表承認日まで**に発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を**開示しないこと**により、主要な利用者の**意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合**には、当該情報を**開示**しなければならない (適用基準第72項)

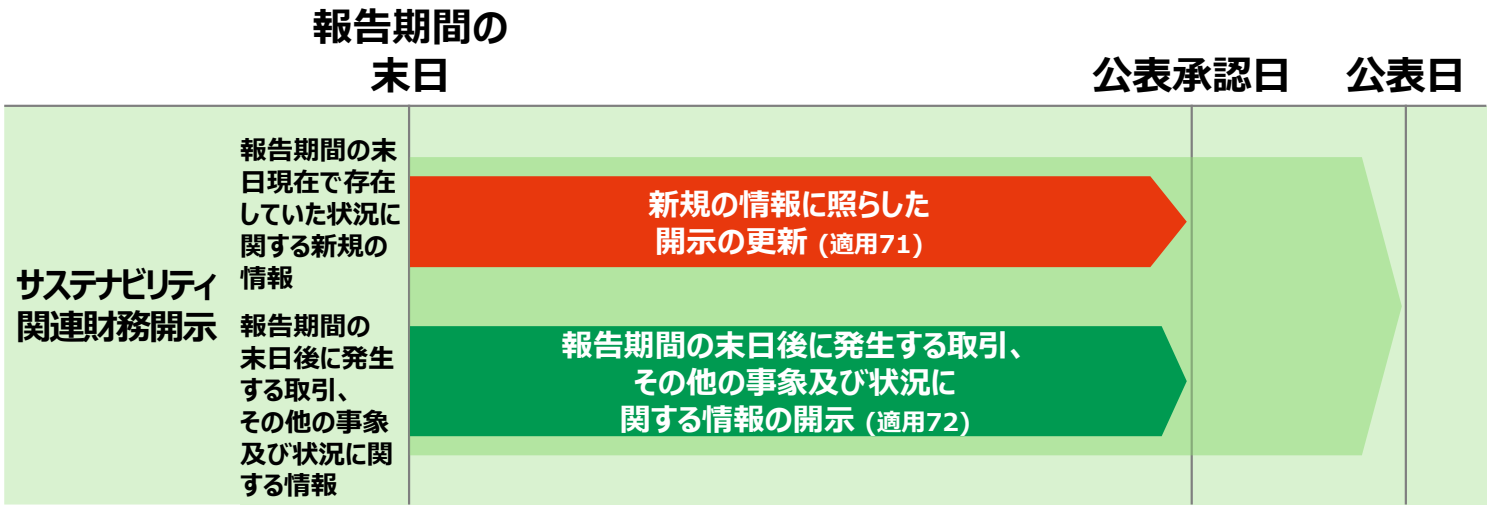

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

後発事象の開示

- SSBJ基準では、どのような後発事象について開示すべきか示されていないが、例えば、次のように、**サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならないような重大な事象又は状況の重大な変化が発生した場合**（適用基準第44項）においては、後発事象の開示を行うことがあると考えられる
  - 企業のバリュー・チェーンにおける重大な変化（例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、温室効果ガス排出を著しく変化させるような変更を行うこと）
  - 企業のビジネス・モデル、活動又は企業構造の重大な変化（例えば、企業のバリュー・チェーンを拡張する合併又は買収）
  - サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーの重大な変化（例えば、企業のバリュー・チェーンにおけるサプライヤーが、企業が予想していなかった新しい規制の導入の影響を受けること）
- つながりを理解できるように情報を開示する（適用基準第29項(3)）との観点からは、後発事象についても、財務諸表において関連する情報を記載している場合には、参照を付すことが考えられる

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

有価証券報告書における開示

有価証券報告書

第一部　企業情報
- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
  1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
  2. **サステナビリティに関する考え方及び取組**
  3. 事業等のリスク
  4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
  5. 重要な契約等
  6. 研究開発活動
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
- 第5　経理の状況
  1. 連結財務諸表等
  2. 財務諸表等
- 第6　提出会社の株式事務の概要
- 第7　提出会社の参考情報

第二部　提出会社の保証会社当の情報

2. サステナビリティに関する考え方及び取組

(1) サステナビリティ関連財務開示
1. サステナビリティ関連財務開示の作成方法について
2. ガバナンス
3. 戦略
4. リスク管理
5. 指標及び目標
6. **後発事象**

(2) 人的資本に関する開示

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「後発事象」の記載事例（作成要領85頁）

6. 後発事象

（企業のバリュー・チェーンに重大な変化があった場合）

当社グループは、これまで当社グループの主要な製品である○○○○の生産に必要な○○○○を専らA国から輸入してきた。このため、当社グループは、○○○○に係る原材料調達について、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクとして識別している。

ここで、○○○○については、○年に、B国において大規模かつ有望な鉱床が発見された。当社は、同鉱区群を所有する○○社との間で協議を重ね、○年6月、同社との間に包括取引契約を締結した。これにより、（サステナビリティ関連のリスク及び機会に与える影響）。

（企業のビジネス・モデル、活動又は企業構造に重大な変化があった場合）

当社は、○年○月○日開催の取締役会において、○○事業を譲渡することを決議し、同日付で譲渡先である㈱○○と当該合意書を締結した。当社は、当該合意書に基づき、○年6月○日付で事業譲渡契約を締結し、○年6月○日付で事業譲渡を完了した。

本件により、（サステナビリティ関連のリスク及び機会に与える影響）。

なお、本件による財務的影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（重要な後発事象）に記載している。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「後発事象」の記載事例（続き） （作成要領85頁）

（サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーに重大な変化があった場合）

当社グループの主要な仕入先である○○社が所在するC国において、○年6月に、温室効果ガス排出規制を強化する内容の法令が制定された。当該法令は○○○○を求めるものであるため、○○社の生産活動が大幅に制限される可能性がある。当該法令は短期間で審議され制定されたものであるため、当該法令の影響について、当連結会計年度のサステナビリティ関連財務開示では気候関連の移行リスクとして識別していない。

（その他）

○年6月に、D国においてマグニチュード○の地震が発生した。この震災により、当社グループの主要な製品の部品を製造する○○社の工場が生産停止に陥っており、本サステナビリティ関連財務開示の公表承認日現在においても生産が再開されていない。これにより、　（サステナビリティ関連のリスク及び機会に与える影響）　が見込まれる。

なお、本件による財務的影響については、「第5 経理の状況　1 連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表」の（重要な後発事象）に記載している。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

3. SSBJ基準とISSB基準の違い

ISSB基準と異なる主な項目（1/2）

- 法令に別段の定めがある場合
  - 当該法令が優先することを定めている
- 任意でSSBJ基準を適用する場合
  - 以下の項目について例外的な取扱いを定めている
    - 情報の記載場所
    - 同時の報告
    - 比較情報の開示
    - 経過措置

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ISSB基準と異なる主な項目（2/2）

SSBJ基準独自の選択肢

気候基準

- スコープ2温室効果ガス排出について、ISSB基準で要求している**契約証書に関する情報**に代えて、**マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量**を開示することができる
- 気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会に関連して、資産又は事業活動の数値及びパーセンテージに代えて、資産又は事業活動の**規模に関する情報**を開示することができる
- 報酬関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているもののその他の評価項目と結び付いて役員報酬に組み込まれており、**気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合**、気候関連の評価項目を含む評価項目**全体**について開示することができる
- ファイナンスド・エミッションに関する**資産運用**に関する活動、**商業銀行**に関する活動及び**保険**に関する活動について、基準の**定義**を用いることができる
- **当面の間**、産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の**開示をしないことができる**

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ISSB基準に追加する主な項目

SSBJ

- 適用基準
  - 数値の表示に用いる単位に関する定め
  - サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称の開示
  - 法令の要請に基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合の当該法令の名称の開示
- 気候基準
  - 温室効果ガス排出の表示単位に関する定め
  - GHGプロトコル(2004年)とは異なる方法により測定することを選択し、かつ、当該方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性がある場合、GHGプロトコル(2004年)により測定した排出量とGHGプロトコル(2004年)とは異なる方法により測定した排出量の内訳の開示
  - スコープ3温室効果ガス排出のカテゴリー別の内訳の開示

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ISSB基準との項番対照表及び差異の一覧

- SSBJとISSBは、相互の**基準間の整合性**について**確認**している
- ISSB基準（IFRS S1号及びIFRS S2号）とSSBJ基準との**差異の一覧**及び**項番対照表**は、SSBJのウェブサイトにおいて公表している

差異の一覧

ISSB 基準の要求事項[3]	SSBJ 基準の定め[4]
1. スコープ 2 温室効果ガス排出	
「スコープ 2」の温室効果ガス排出については、ロケーション基準による「スコープ 2」の温室効果ガス排出を開示し、また、企業の「スコープ 2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供する。 （S2.29(a)(v)）	スコープ 2 温室効果ガス排出については、ロケーションに基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示しなければならない。 そのうえで、(1)主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない。 ただし、(1)に代えて、(2)マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示することができる。 （気候基準第 53 項から第 54 項）
2. ファイナンスド・エミッション－活動の定義	
「スコープ 3」の温室効果ガス排出について、企業の活動が資産運用、商業銀行又は保険を含む場合、企業の「カテゴリー15」の温室効果ガス排出又は企業の投資に関連する排出（ファイナンスド・エミッション）に関する追加的な情報を開示しなければならない。 （S2.29(a)(vi)(2)）	報告企業が次の 1 つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しなければならない。 (1) 資産運用に関する活動 (2) 商業銀行に関する活動 (3) 保険に関する活動 （気候基準第 57 項及び C3 項）
	報告企業が気候基準第 57 項(1)から(3)に定める活動を行っているかどうかを判断するにあたり、次の定義を用いることができる。 (1) 「資産運用に関する活動」とは、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引き換えにポート

項番対照表

IFRS S1 号		適用基準	一般基準	気候基準
第 30 項		—	第 14 項	—
第 31 項		—	BC33 項	BC52 項
第 32 項		—	第 15 項及び BC35 項	—
第 33 項	(a)	—	第 23 項(1)及び(2)	—
	(b)			
	(c)		第 23 項(3)及び BC49 項	第 28 項(4)及び BC75 項
第 34 項		—	第 16 項及び第 18 項	—
第 35 項		—	第 17 項及び BC39 項	—
第 36 項		—	第 20 項	—
第 37 項		—	第 19 項	—
第 38 項		—	第 20 項	—
第 39 項		—	第 21 項	—

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

4. SSBJ基準の適用を支援する取組みと今後の対応

SSBJが公表する文書の種類

文書の種類	SSBJ基準を構成するか	公開草案の公表は必要か	委員会の承認手続
サステナビリティ開示基準 1. ユニバーサル基準 2. テーマ別基準 3. 産業別基準 4. 実務対応基準	構成する （第11条）	必要 （第19条第1項）	議決 （第14条第1項）
補足文書	構成しない （第12条）	必要と認められる場合に公表 （第19条第1項）	了承 （第14条第4項）
SSBJハンドブック	構成しない	不要	なし

*カッコ内は、公益財団法人財務会計基準機構における「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」の条文番号

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

補足文書

- **ISSB基準**に関する**付属ガイダンス**及び**教育的資料**（以下「教育的資料等」）のうち、ISSB基準の適用において参考となるものについて、**SSBJ基準の適用にあたり参考にできるように**、**SSBJの了承を得たもの**を**補足文書**として公表している
  - **SSBJ基準を構成しない**ため、補足文書の内容に必ずしも従う必要はなく、 SSBJ基準に準拠する限り、 **SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる**

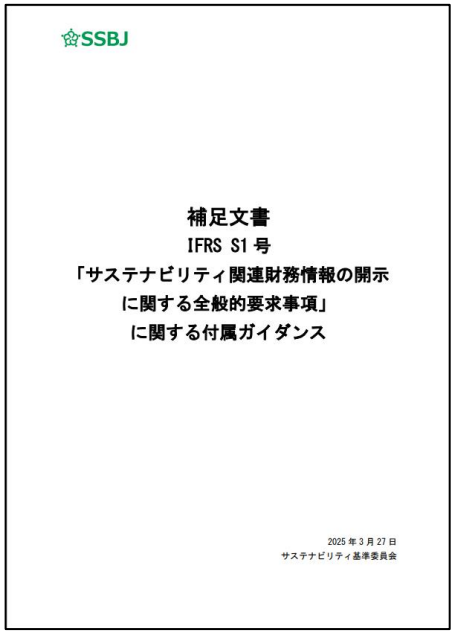
SSBJ

補足文書
IFRS S1 号
「サステナビリティ関連財務情報の開示
に関する全般的要求事項」
に関する付属ガイダンス

2025 年 3 月 27 日
サステナビリティ基準委員会

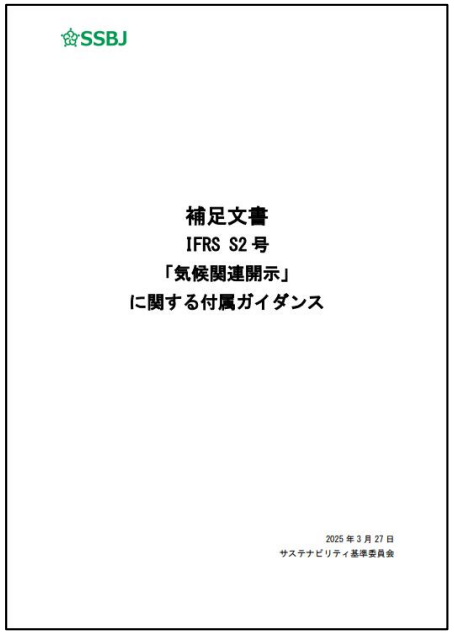
SSBJ

補足文書
IFRS S2 号
「気候関連開示」
に関する付属ガイダンス

2025 年 3 月 27 日
サステナビリティ基準委員会

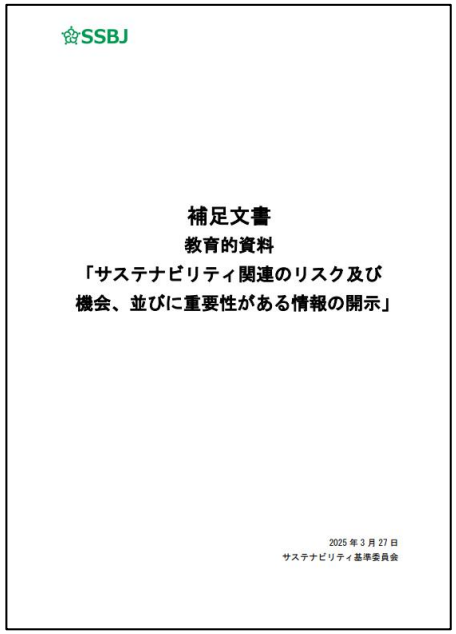
SSBJ

補足文書
教育的資料
「サステナビリティ関連のリスク及び
機会、並びに重要性がある情報の開示」

2025 年 3 月 27 日
サステナビリティ基準委員会

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

SSBJの補足文書としたISSBの教育的資料等（2025年5月末時点）

	名称	目的
1	IFRS S1号に関する付属ガイダンス	ISSB基準の付属ガイダンスをSSBJの補足文書として位置付けるもの
2	IFRS S2号に関する付属ガイダンス	ISSB基準の付属ガイダンスをSSBJの補足文書として位置付けるもの
3	気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面	気候関連のリスク及び機会の「自然及び社会的側面」を考慮すべきかどうか、また考慮する場合、どのように考慮すべきかについて、設例を用いて説明するもの
4	ISSB基準における要求事項を満たすための「SASBスタンダード」の使用	ISSB基準におけるSASBスタンダードの位置付けを説明したうえで、具体的なSASBスタンダードの利用方法を説明するもの
5	現在の及び予想される財務的影響	ISSB基準における「現在の及び予想される財務的影響」の要求事項について説明するもの
6	サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示	重要性がある（material）情報の特性並びにサステナビリティ関連のリスク及び機会の概念について説明するもの
7	プロポーショナリティのメカニズム	「過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」等の適用上の課題に対処した定めについて説明するもの

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

SSBJハンドブック

- SSBJハンドブックは、**SSBJ事務局**が、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する**解説**であり、**関係者のニーズが高いもの**（これまでにSSBJに多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ事務局のリソース等を考慮して作成する
  - **SSBJ基準を構成しない**ため、SSBJハンドブックの内容に必ずしも従う必要はなく、 SSBJ基準に準拠する限り、 **SSBJ基準に準拠している旨を表明することができる**

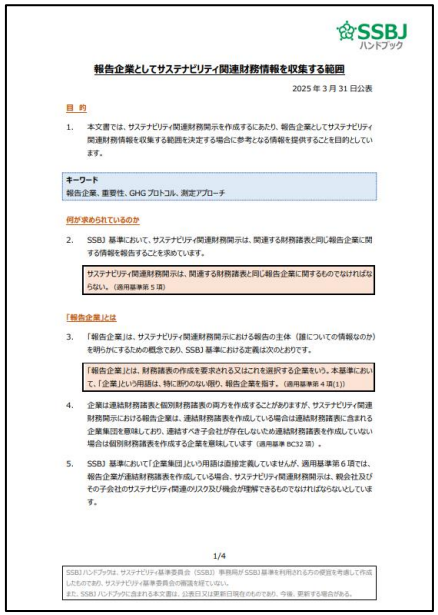

SSBJ ハンドブック

報告企業としてサステナビリティ関連財務情報を収集する範囲

2025 年 3 月 31 日公表

目 的

1. 本文書では、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、報告企業としてサステナビリティ関連財務情報を収集する範囲を決定する場合に参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード
報告企業、重要性、GHG プロトコル、測定アプローチ

何が求められているのか

2. SSBJ 基準において、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関する情報を報告することを求めています。

サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならない。（適用基準第 5 項）

「報告企業」とは

3. 「報告企業」は、サステナビリティ関連財務開示における報告の主体（誰についての情報なのか）を明らかにするための概念であり、SSBJ 基準における定義は次のとおりです。

「報告企業」とは、財務諸表の作成を要求される又はこれを選択する企業をいう。本基準において、「企業」という用語は、特に断りのない限り、報告企業を指す。（適用基準第 4 項(1)）

4. 企業は連結財務諸表と個別財務諸表の両方を作成することがありますが、サステナビリティ関連財務開示における報告企業は、連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表に含まれる企業集団を意味しており、連結すべき子会社が存在しないため連結財務諸表を作成していない場合は個別財務諸表を作成する企業を意味しています（適用基準 BC32 項）。

5. SSBJ 基準において「企業集団」という用語は直接定義していませんが、適用基準第 6 項では、報告企業が連結財務諸表を作成している場合、サステナビリティ関連財務開示は、親会社及びその子会社のサステナビリティ関連の リスク及び機会が理解できるものでなければならないとしています。

1/4

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用されるための便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

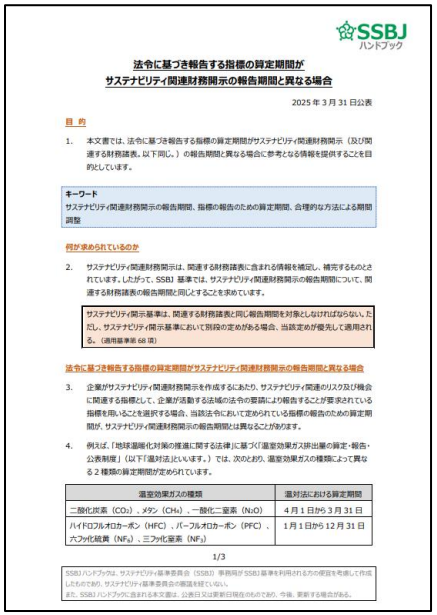

SSBJ ハンドブック

法令に基づき報告する指標の算定期間が
サステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合

2025 年 3 月 31 日公表

目 的

1. 本文書では、法令に基づき報告する指標の算定期間がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表。以下同じ。）の報告期間と異なる場合に参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード
サステナビリティ関連財務開示の報告期間、指標の報告のための算定期間、合理的な方法による期間調整

何が求められているのか

2. サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものとされています。したがって、SSBJ 基準では、サステナビリティ関連財務開示の報告期間について、関連する財務諸表の報告期間と同じとすることを求めています。

サステナビリティ開示基準は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。ただし、サステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合、当該定めが優先して適用される。（適用基準第 68 項）

法令に基づき報告する指標の算定期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合

3. 企業がサステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する指標として、企業が活動する法域の法令の要請により報告することが要求されている指標を用いることを選択する場合、当該法令において定められている指標の報告のための算定期間が、サステナビリティ関連財務開示の報告期間とは異なることがあります。

4. 例えば、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」といいます。）では、次のとおり、温室効果ガスの種類によって異なる 2 種類の算定期間が定められています。

温室効果ガスの種類	温対法における算定期間
二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）	4 月 1 日から 3 月 31 日
ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（NF_6）、三フッ化窒素（NF_3）	1 月 1 日から 12 月 31 日

1/3

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用されるための便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

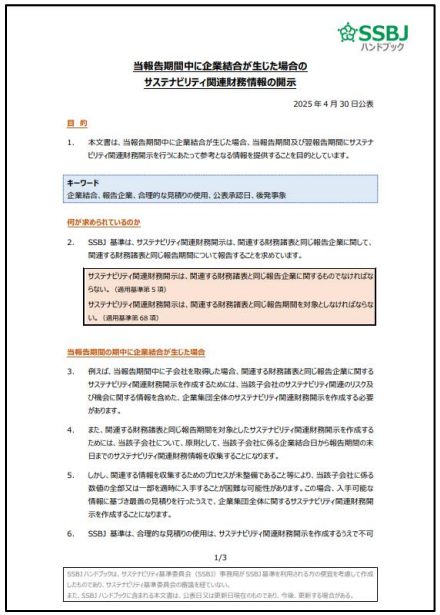

SSBJ ハンドブック

当報告期間中に企業結合が生じた場合の
サステナビリティ関連財務情報の開示

2025 年 4 月 30 日公表

目 的

1. 本文書は、当報告期間中に企業結合が生じた場合、当報告期間及び翌報告期間にサステナビリティ関連財務開示を行うにあたって参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード
企業結合、報告企業、合理的な見積りの使用、公表承認日、後発事象

何が求められているのか

2. SSBJ 基準は、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関して、関連する財務諸表と同じ報告期間について報告することを求めています。

サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならない。（適用基準第 5 項）
サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。（適用基準第 68 項）

当報告期間の期中に企業結合が生じた場合

3. 例えば、当報告期間中に子会社を取得した場合、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するサステナビリティ関連財務開示を作成するためには、当該子会社のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を含めた、企業集団全体のサステナビリティ関連財務開示を作成する必要があります。

4. また、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としたサステナビリティ関連財務開示を作成するためには、当該子会社について、原則として、当該子会社に係る企業結合日から報告期間の末日までのサステナビリティ関連財務情報を収集することになります。

5. しかし、関連する情報を収集するためのプロセスが未整備であることなどにより、当該子会社に係る数値の全部又は一部を適時に入手することが困難な可能性があります。この場合、入手可能な情報に基づき最善の見積りを行ったうえで、企業集団全体に関するサステナビリティ関連財務開示を作成することになります。

6. SSBJ 基準は、合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可

1/3

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用されるための便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

今後の対応

- ISSBによりISSB基準が新規に公表されるか、既存のISSB基準が改訂される場合、SSBJにおいてSSBJ基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始する
- ISSBにより教育的資料等が公表された場合、SSBJにおいて補足文書の公表の要否について可及的速やかに検討を開始する
- SSBJ基準公表後、SSBJ基準の実務への適用を行う過程で、SSBJ基準における定めが明確であるものの、これに従った開示を行うことが実務上著しく困難な状況が関係者により識別され、その旨、SSBJに提起された場合、その内容を公開し、別途の対応を図ることの要否をSSBJにおいて検討する
- SSBJ基準の実務への適用が行われた後も、SSBJ基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ基準の定めを修正することを検討する

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

IFRS S2号の修正案（2025年4月公表）

- 2025年4月28日に、ISSBより、公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正―IFRS S2号の修正案」が公表された（コメント期限：2025年6月27日）

- 本公開草案では、次の4点について、IFRS S2号の要求事項を修正し、容認規定を追加すること、又は既存の容認規定を明確化することが提案されている

1. スコープ3カテゴリー15の「投資」に関連する温室効果ガス排出の測定及び開示の範囲に関する要求事項の明確化と容認規定の追加
2. 世界産業分類基準（GICS）に関する容認規定の追加
3. GHGプロトコル(2004年)とは異なる測定方法を用いることができるとする容認規定の明確化
4. 報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における100年の時間軸に基づく地球温暖化係数（GWP）の数値とは異なるGWPの数値を用いることができるとする容認規定の追加

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

IFRS S2号の修正案に対するSSBJの対応

- 2025年6月現在、本公開草案の提案どおり確定するかどうか決まっていない
- ISSBにおける本公開草案の再審議の状況及び修正案の確定の時期等を踏まえ、**SSBJ基準における取扱い**について可及的速やかに検討を開始する予定

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

参考情報

SSBJウェブサイト

- SSBJ基準はSSBJのウェブサイト（ https://www.ssb-j.jp/jp/ ）において入手可能

サステナビリティ基準検索システム（ASSET-SSBJ）

SSBJ基準

補足文書

差異の一覧、項番対照表
作成要領
SSBJハンドブック

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

SSBJウェブサイト

「サステナビリティ開示基準」の「参考情報」は、参考となるコンテンツを掲載

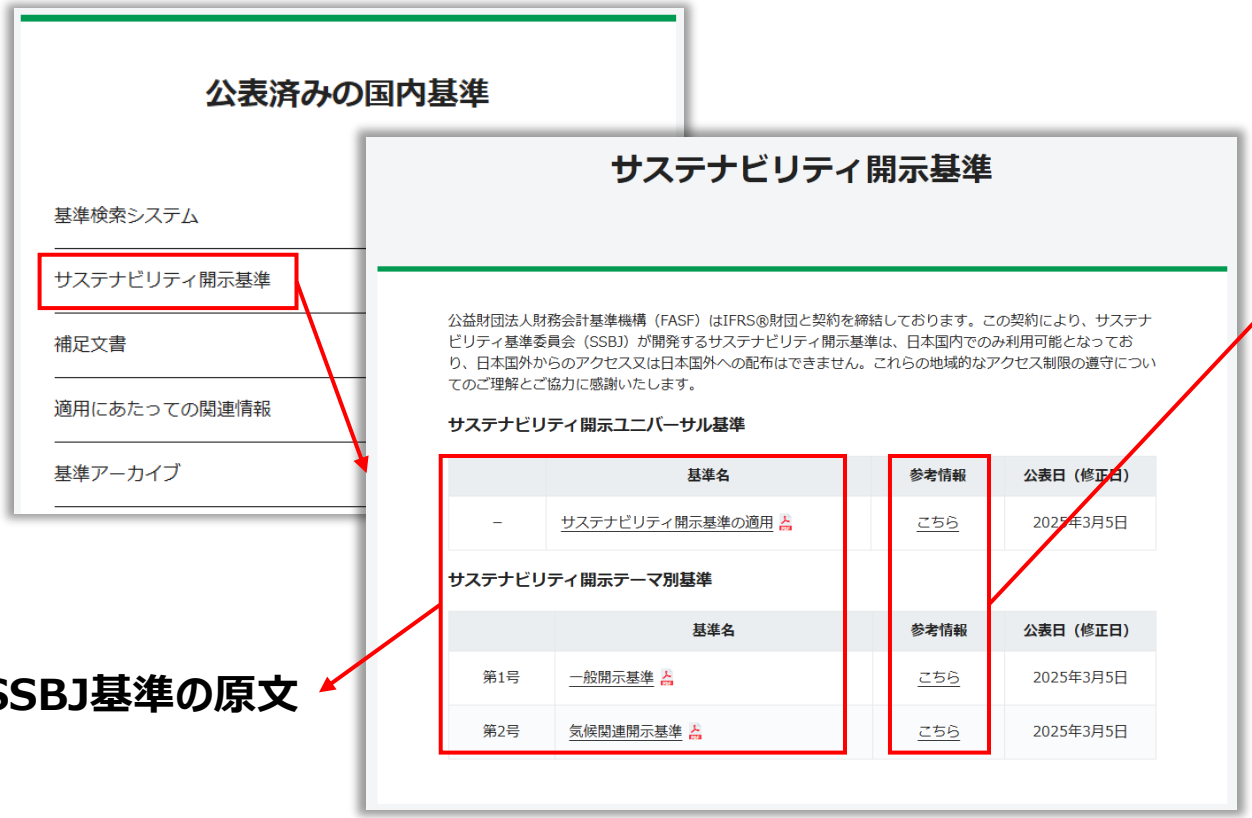

SSBJ基準の原文

- 解説動画
- 公開草案に寄せられたコメントへの対応
- 差異の一覧
- 項番対照表
- SSBJハンドブック
- 作成要領
- SSBJ基準が参照している外部のガイダンス

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

サステナビリティ基準検索システム

サステナビリティ基準検索システム（ASSET-SSBJ）を公表（https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards_system.html）

- **SSBJ基準のデータの検索**
  - **SSBJ基準間をまたいだ検索が可能**
- **SSBJ基準のデータの印刷**
  - **SSBJ基準の全体又は一部を印刷することが可能**

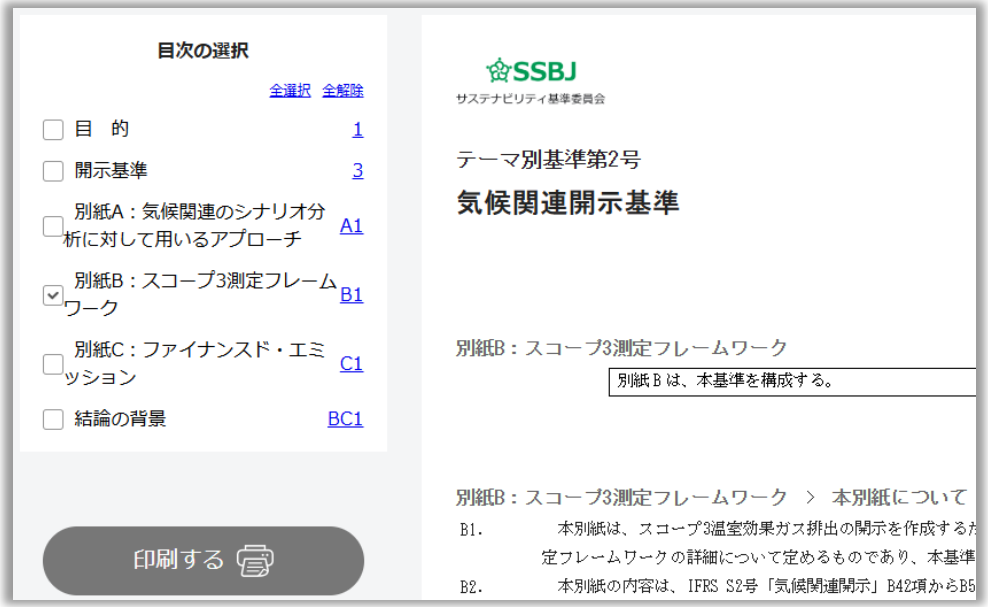

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

SSBJ

https://www.ssb-j.jp/jp/

https://www.linkedin.com/company/Sustainability-Standards-Board-of-Japan

SSBJ_Japan